

令和4年第1回幸田町議会定例会会議録（第4号）

議事日程

令和4年3月4日（金曜日）午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 第2号議案 幸田町ひと・しごと交流施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 第3号議案 幸田町多文化共生拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 第4号議案 幸田町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第5号議案 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 第6号議案 幸田町消防団条例の一部改正について
- 第7号議案 幸田町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第8号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第9号議案 幸田町法定外公共用物の管理に関する条例の一部改正について
- 第10号議案 幸田町道路占用料条例の一部改正について
- 第11号議案 幸田町地区計画の区域内における建築物制限条例の一部改正について
- 第12号議案 町道路線の認定及び廃止について
- 第18号議案 令和4年度幸田町一般会計予算
- 第19号議案 令和4年度幸田町土地取得特別会計予算
- 第20号議案 令和4年度幸田町国民健康保険特別会計予算
- 第21号議案 令和4年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算
- 第22号議案 令和4年度幸田町介護保険特別会計予算
- 第23号議案 令和4年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計予算
- 第24号議案 令和4年度幸田町農業集落排水事業特別会計予算
- 第25号議案 令和4年度幸田町水道事業会計予算
- 第26号議案 令和4年度幸田町下水道事業会計予算
- 日程第3 予算特別委員会の設置について
-

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（15名）

1番 田 境 毅 君	2番 石 原 昇 君	3番 都 築 幸 夫 君
4番 鈴 木 久 夫 君	5番 伊 澤 伸 一 君	6番 黒 木 一 君
7番 廣 野 房 男 君	8番 丸 山 千 代 子 君	9番 稲 吉 照 夫 君

10番 杉浦あきら君 11番 都築一三君 12番 水野千代子君
13番 笹野康男君 15番 藤江徹君 16番 足立初雄君
欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長 成瀬敦君 副町長 大竹広行君
教育長 小野伸之君 企画部長 成瀬千恵子君
参事（開発担当） 上原智史君 総務部長 志賀光浩君
参事（税務担当） 山本智弘君 住民こども部長 牧野宏幸君
健康福祉部長 林保克君 環境経済部長 鳥居栄一君
事業調整監兼建設部長 羽根淵闘志君 教育部長 吉本智明君
上下水道部長 石川正樹君 消防長 小山哲夫君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局長 山本富雄君

○議長（足立初雄君） 皆さん、おはようございます。

早朝より御審議、御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長（足立初雄君） ここで、総務部長から発言の申出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 志賀光浩君 登壇〕

○総務部長（志賀光浩君） 議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

質疑事前要求資料につきまして、お手元に本日配付させていただきましたので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

〔総務部長 志賀光浩君 降壇〕

○議長（足立初雄君） 本日、説明のため出席を求めた者は、理事者14名であります。

議事日程は、お手元に印刷配付のとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

○議長（足立初雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第127条の規定により、本日の会議録署名議員を、7番 廣野房男君、8番 丸山千代子君の御両名を指名します。

日程第2

○議長（足立初雄君） 日程第2、第2号議案から第12号議案までの11件と、第18号議案から第26号議案までの9件を一括議題とします。

説明は終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑の方法は、議案番号順に従い、通告順とします。

発言は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いません。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いします。

初めに、第2号議案の質疑を行います。

5番、伊澤伸一君の質疑を許します。

○5番（伊澤伸一君） おはようございます。

初めにお礼を申し上げますが、たくさん資料を要求させていただいて、丁寧に提出していただきました。ありがとうございます。

私がこの事業を大変心配をしているわけでありまして。ここまで来た以上、白紙に戻せというようなやばなことは今さら申し上げません。何とかうまく解決していかなければならない、そういう思いからいろいろ問題も指摘をさせていただきますし、議員の責務として理事者と一緒に最善の収め方を考えていきたいと、そのように思っております。その点で正直にお答えをいただきたいし、辛口の質問もいたしますけれども、よろしくお願いをいたします。

まず、今日提出いただいた資料の7ページ、こちらは本来なら議案の当初配られる資料についていなければ、どこが有料施設なのか無料施設なのか範囲も分からずに条例が出されていたということで、この資料を要求をさせていただきました。この資料ですけれども、図面ですけど、これは我々が今まで配られていた図面と同じものですかね、まずそれをお答えください。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 今回資料として提出をさせていただきました資料に関しましてですが、この図面についてですが、今年度、協議会ごとに、2月の協議会を除いてでございますけれども、協議会のときに図面については提出をさせていただいているものでございます。今回、色がついております赤い枠で囲いまして、そこでどういったものに使うかということをよりお分かりいただけるように示させていただいたものでございます。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 私の勘違いだったらそう言っていただければいいわけですけど、ちょっと以前の図面を持っていないものであれですけど、玄関を入ったところはたしか土間と書いてあったような気がするんですね。その突き当たりのところから北のほうにスロープで上がったというふうに思うわけですけども、そうじゃなかったでしょうか、ちょっとお答えください。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） この施設につきましては、バリアフリーということで御意見もいただいております。車椅子でそのまま入っていただけるように玄関のところまでは土足ですが、その後、靴を脱いでいただいて上がっていただくような形になっております。全て車椅子の方につきましては、そのまま全てのスペースのところを入れていただけるように考えておりますが、以前の図面では当初玄関を入ったところは土間というような記載があったかも分かりませんが、その点につきましてはフローリングで全て車椅子で入っていただけるような形を考えております。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 悪いところがあったら直す、改める、そういう姿勢は私は評価しますので、自信を持って答えていただければ構いません。違うからいかんということを絶対に言うと、そういうことは言いませんので。

それで、この図面を見ていてちょっと気がついたらんですけど、分からなくなったのですが、普通こういうものには防火設備がどこにあるとか、集会施設ですよね、避難経路がどういうふうを考えられているのかとか、そういうのが普通はあると思うんですね。これは、施設的には恐らく集会施設の新設扱いになると思うんですけど、その際には、これは適合している施設でしょうか。それがちょっと心配になってきましたので、最初にお尋ねいたします。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） そういった防火設備ですとか、それから耐震化につきましても公共の施設ということで、その点についてはきちんとそのような設定になっておりますが、今、具体的に防火設備につきましても資料を持っておりませんので、このような回答でよろしいでしょうか。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） それならそれで結構ですが、こういう集会施設が、建築確認が出されていれば、そこで当然いろいろな各種法令の点検が入ると思うんですけど、これは恐らく建築確認の範囲内、10平米未満で増築面積を抑えられていると思いますので、確認申請は出されてないのかなと思うわけですが、そこでかからない分より慎重に対応していかないとまずいなという気がするわけですね。ほかのところですけど、僕は、甲田薬局なんか、あそこは多分集会施設としてやると、玄関のスロープがあれば適合しとらんのかなという気がするんですね、バリアフリーで。そういうのもありますので、しっかりと法令遵守、これはぜひお願いをしたいと思います。

この施設で通告しておりますのは、10年間で必要となるランニングコストでありますけれども、これが計画期間10年ということでありますので、積み上げると幾らになるのか、それをお答えいただきたいと思います。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 今回の施設ですけれども、建築確認の必要がないということで、議員がおっしゃられたとおりの内容でございます。ですけれども、災害時には避難所としても利用して地域の方が御利用いただけるということも想定しておりますし、そもそも公共施設でございますので、そういった防火それから防災の面についてはきちんと

と確認を再度いたしまして、管理をしまいたいというふうに思います。

それから、10年間での必要となる経費ということでございますけれども、こちらのほうですが、10年間では8,199万円ということで算定をしております。この施設管理につきましては、先日の一般質問の中でも回答をさせていただきましたけれども、管理人が常駐をするというのが利便性が高いのでよいのではないかとということで、シルバー人材センターのほうに相談をしております、年間4,341万円という金額を計上しておりますけれども、この金額につきまして内部で今調整をしております、事前予約制ということにした場合に、予約が入ったときに鍵の開け閉めですとか、またそれに週2回程度のきれいに保つための清掃の費用、そういった部分でこれを年間80万円程度にまで下げることができるかということを現在調整をしております。ただ、これは御利用いただく方の使っていただいてこれではどうにも使い勝手が悪いというような、そういった御意見等を伺いながら決めていきたいというふうには思いますけれども、今はこの維持管理の費用につきまして御意見もいただいております、何とかもう少しでも下げるような形を取ればというふうに思っております。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 4,341万円と言われたんですけど、桁違いですね。はい、もうちょっとリラックスして本音で話していただければ結構ですので、よろしく願いをします。

それで、今日提出していただいた資料の中の22ページに昨年のおきの資料と比較をしたものを出していただきました。昨年の資料を補正して出していただくようお願いをしたわけでありまして、昨年の段階では、この施設には光熱費が年間50万、家賃は300万、ランニングコストは合計350万円なんだよという資料を頂いております。これがシルバー常駐だとかそういうふうにしたということ、それで増えたということであるわけですが、これはもともとは区画整理組合の事務所として使うんだよということ、所有者の方にもお話をされていると思います。これが令和2年の7月22日に開示された文書の中では、これは組合の事務所として使うものである、これは必ず予算もつけるし議会の理解も得られるということ、所有者の方にお話をされているという記録があるわけでありまして、なぜ組合の事務所にならなかったのか。組合の事務所であったなら350万円で収まったんじゃないか、そこのお話を聞きたいと思っております。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） すみません、先ほどの防火の表示のことにつきましてですが、この施設につきまして消防署のほうと協議済みでありまして、この施設は全体を見渡せるので避難表示というのは不要であるということと、それから消火器は20メートルの範囲に1本という基準で、キッチンに1本配置の予定ということでございます。

次に、令和2年の7月22日にそのような内容があるわけでございますけれども、組合事務所というのは、その地域内に設置をするという条件がございますので、それが事務所としては使うことができないという、条件から外れているのでそういった使い方をしていないということでございます。

- 議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。
- 5番（伊澤伸一君） できもしない約束をしたと、スタートがそこだったんだよということなんでしょうか。改めてお答えください。
- 議長（足立初雄君） 企画部長。
- 企画部長（成瀬千恵子君） 組合事務所を作るということが目的ではございません。今後、区画整理事業が始まっていく中で、これまでも課題となっております、住んでおられる方それから新しく来られる方、そういった方の交流ですとか、また新たに住まれる方が、従来のように区画整理をして、ただそこに家を建てるということではなく、この地域がどのような歴史を持ってどういった環境であるのか、そういったことをきちんと見ていただいて、この地に愛着を持って住んでいただきたい、また、そういったところからこの地域で幸田町をより発展させていただきたいという、そういう施設を作りたいというところから始まっておりますので、単に組合事務所だけという、そういった発想から始まったものではございません。
- 議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。
- 5番（伊澤伸一君） どんどんランニングコストがかかる方向に拡大をされていっているわけであります。同じ7月22日に、所有者の方は大変すばらしい提案だということで喜んでおられます。所有者の方は、この施設が地元を受け入れられるかどうか心配をしていたけれども、これなら地元に貢献する施設だからということで喜んでおられたという記録が残っております。所有者の方に提示をされた資料というのは、我々にも既に提供されている資料と同じものなのかどうなのか、それをお答えください。
- 議長（足立初雄君） 企画部長。
- 企画部長（成瀬千恵子君） 令和2年の7月22日ということによろしいでしょうか。
- 5番（伊澤伸一君） はい。
- 企画部長（成瀬千恵子君） この中で、特に情報公開の中でお出しできるものは全てお出ししているの、所有者の方が個別に委託をされているコンサルの方とやりとりをされている書類につきましては町の文書ではございませんので、情報公開の中でといいますか、町の所有しているものではありませんので、所有者の方がコンサルの方とやりとりをされているものについてはこちらのほうでは所有はしておりません。
- 議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。
- 5番（伊澤伸一君） 最初にも言いましたけれども、いじめるのが目的ではありませんので勘違いをしていただけないけれども、私なりにこの書類についてどういうふうを取得をするか、私なりにまた考えさせていただきます。
- 今日提出していただいた契約書の案でありますけれども、これは第5条で契約満了時について記載がされております。この内容でいきますと、原状回復で返すということがうたわれております。これは現実性があるとお考えでしょうか。
- 議長（足立初雄君） 企画部長。
- 企画部長（成瀬千恵子君） 契約書の中におきまして、原則としては原状に回復をしてお返しをするということを原則としておりますので、そのようにしてまいりたいというふうに思っております。ただ、契約書の中では、それ以外の将来にわたって買取りをさせ

ていただくですとか、すみません、継続して利用する、また引き続き使わせていただくとか、そういったことは記載はしておりますけれども、原則としては原状に戻してお返しするというようにしております。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） ということだと、恐らく原状回復に要する費用は試算がされていると思いますけれども、概算で結構でするので幾らぐらいかかるものなのかお答えください。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） こちらの原状に回復する費用につきましてですが、設計事務所ですとか、また建設業者の方に確認をさせていただきましたところ、詳細な積算をしているものではございませんけれども、これまでの経験上の概算でございますが、400万円から500万円程度ではないかという回答をいただいております。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） これは一般質問の際にも少し申し上げましたけれども、町が行う施設、給排水設備からそれから外構、さらに外建具まで町が行っておりますよね。それらを全部取り外してお返ししたら、所有者の方は建物として使われると思われませんか。町が附属をしたのに3,800万かかっているわけです。それを全部取っっちゃう。じゃあ、それを所有者の方がさらに使おうと思ったら、民間でやればもっと安くやられる方法も考えられるかもしれませんけれども、三千何百万はやっぱりかかるんですよ。そういう選択をされるとお考えですか。お答えください。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 所有者の方とのお話しの中では、区長のほうからもお譲りいただけないかというお話はさせていただいておりますが、今のところはそういった御意向ではないということでございます。ただ、今後10年間の間にそういったことも折に触れまして、そのほかに住民の方のニーズ、そういったものも判断いたしまして、お譲りいただけないかということも視野に入れて考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 10年後ですよ、やっぱり、この問題が大きな解決が迫られるのは。そのときに、この前も言いましたけど、皆さんは誰もおりませんよね。ちょっと無責任だと思うんですね。だから、あり得ない選択肢、原状回復に戻すというのはあり得ない選択肢なんです。前回も言いましたけど、そのときは所有者の方が、これは壊すから一緒に壊しましょうと、それで費用はアロケで負担を出しましょうというのが僕はせいぜいだと思うんですね。じゃあ、使われたいと言われる、壊すか残すかの二者択一しかないわけでありまして、そこのところは今はっきり決めておかれないと、これは誰が責任を取ることができるんですかね。今もうちょっと決めておく、そういうお考えがあるかどうか、お答えください。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 契約に関しましてですが、今回お示しさせていただきました

とおり、契約期間の満了後は、先ほど申し上げました原状に復旧して返還することを原則とさせていただいております。所有者の方と10年後は引き続き貸していただくことの継続か、又は所有者から町のほうが買い取らせていただくという、そういうことも考えていくわけでございますけれども、今この段階で10年後にどのようにするのかということ、その1つの選択肢をここでお示しするということは難しいと考える。この状況を見ながら、今後この施設というのが10年後にどういったニーズがあるのか、また10年後には場合によっては民間の方がこういった事業をされたいということであれば、町の意向と沿ったものであって所有者の了解が得られれば、民間の方に運営をしていただく、そういったことも今後の在り方の1つであるかというふうにも思っておりますので、今ここで10年後にどのような運営の仕方ということはお答えすることは難しいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 所有者の方は、固定資産税だけ払えばいいよということは最初から最後まで一貫して言われております。余分にもらうつもりはないよと、地域のために使っていただけるならそれで結構ですというふうに言われているわけです。今のままでいきますと、地元といって荻区もそうですけれども、多くの町民の方も所有者の方がそういうお考えだというのは正しく理解されておられるのでしょうか。僕は、今まで所有者の方には申し訳ないけど少し勘違いをしておりました。文書を見て、初めて非常に協力的な方なんだというのが分かりましたが、ですが、その方がどちらかという地元からも、地元の打合せなどで記録などを見ても、そういうもうけようとかそんな気はさらさらないと、所有者の方は自分が2,200万支払っていることをちゃんときっちり説明すれば分かってくれるはずだということは何度も言われていると思います。そういう努力はされましたでしょうか。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 具体的な所有者の方の御負担についてですけれども、躯体部分の構造的な部分の御負担をいただいているわけですが、これまで具体的な金額は申し上げてはこなかったかも分かりませんが、今年度に一般質問質疑また協議会ごとに御説明をさせていただき中で、所有者の方が個人で投資をされているのということは御説明をさせていただいてきたというふうに思っております。また、固定資産税、要はふるさとの幸田のためという思いであって、大きな利益を上げなくてもよい、固定資産税ぐらいでということで大変協力的な御意向を示していただいております。ただ、そのことに関してですけれども、やはり御本人が投資をされたという、御自身の資金を使われたということもございまして、その部分について全く町のほうから賃料として何もないという、そういったことにつきましては、御本人はその部分についてはトータル総合的に見て赤字にならなければという、そういったことをおっしゃっていただいております。ただ、幸田町のためということで、本来であればまた別の使い方、町でなければもっと大きな利益を上げられる土地建物であったかも分かりませんが、町のためということはずっと変わらずおっしゃっていただいておりますのでということです。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） あと少しお願いをします。この施設については、ものづくり研究センターですとか区画整理組合などが管理団体の候補として、いろいろ名前が挙がってきております。さらに補助金の交付申請、そちらのほうを見ていくと、シニア・シルバーサポートセンターの活用なども記載がされております。こういう形でいくということは、団体への補助で運営費を補助金の中に紛れ込ませてしまう、そんなような意図が、恐らくそんなのではないと思われましても、そういうふうに勘ぐりたくなくちゃうような進め方なんです。僕は、最初からのとおり、区画整理の打合せのために使ってくださいということで地元、甲田薬局と同じ、22万あげるから全部自分たちのお金でやってよというならまだ分らんこともないけれども、この1億に近いような金を10年間でこれから使っていくと、大変なことだと思うんですね。時間がありませんものであれですけれども、これは私は、今の状態は所有者も名誉が守られていない、地元もメリットが感じられない、町にとってもマイナスが多いと思います。これは一度議案を取り下げただけなのが正解かと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 今回のこの施設につきましてですが、従来の地域にありますコミュニティの施設ですとか公民館ですとか、そういった施設とは違っていて、町が幸田町の第2期総合戦略まち・ひと・しごと創生の趣旨にのっとり、将来の幸田町のために地方創生ということで、新たな人を呼び込んで幸田町も一層発展をさせたいということで取組を試みてみたという施設でございます。地域の皆様からも、例えば市街化調整区域の人口は増えないのではないかと、そういった課題も多く聞いております。そういった中でどういった取組ができるかという中で、昔からあります150年近くの幸田町の民家を再現しまして、そういったまたその地域の中で幸田町というのをしっかり知っていただいて、広くPRするその情報発信ということもございまして、幸田町というのはこういうようなところだということをお聞きいただき、声のポスト等またメールでも頂いておりますが、幸田町に引っ越してきて転入をしてきたけれども何もなかったと、そういうがっかりされた声も聞いております。そういったことがないように、きちんと幸田町はどういうところで、どんないいところがあるという、そういった納得をして幸田町にお越しただいて、幸田町の中で私たち既に住んでいる者と一緒に幸田町の中で生き生きと活躍していただけるようなことを目指してまいりたいという施設に思っておりますので、その点が従来の施設と違うということをお願いしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤伸一君の質疑は終わりました。

次に、8番、丸山千代子君の質疑を許します。

8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 先ほどからずっと質疑のやりとりを聞いておりますと、私はまずまず、住民の理解あるいは議会の中でもまだまだ納得がされていない状況というのが明らかじゃないかなというふうに思います。そうした点におきまして、やはり、まだこの設置条例を制定していくのは時期尚早ではないかなというふうに思うんですけれども、

その点について今回設置条例を延期するとしたらいつぐらいまでがタイムリミットなのか、まず、それについて伺いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 設置条例の延期ということでございますけれども、地域の方々とは4回程度説明会ですとかワークショップ、意見交換等を行ってまいりました。また、先ほども申し上げましたが、今年度、一般質問質疑又は協議会等につきまして説明をさせてきていた経過がございます。また、それで地元の方からの御意見の中でも、研修や講習会等で使ってみたいですとか、具体的にはヨガ教室をやりたい、また一日カフェもできそうであるとか、料理教室、またマルシェ等もやりたいという前向きな意見も頂戴をしております。多くのいろいろな方々に利用していただけるように考えてまいりたいと思いますので、今回この4月に条例の制定をお願いしたいというふうに考えております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） タイムリミットといたしますか、そうした点についてはお答えがなかったわけですが、そこで、住民の方たちへのいろいろな説明会を行ってきて、いろいろな要望が出てきているよと言われたわけですが、1つを取りますね、例えば料理教室をやりたい、この料理教室として使えるような施設になっているのかというと、これはそのようには私はなっていないというふうに思うんですね。ですから、いろいろなことをあれもこれも取り入れて、いろいろなことに取り組んでいきたいというようなことを言われるわけですが、やはり施設というのは、何をするかという目的を持って作る施設であります。そうした点において、この施設を、古民家を改修する、そのときの最初の目的が後から、利用目的とかそうしたものが後づけになってきていることからまた大きな問題にもなっているんじゃないかなというふうに思うんですね。私は、前々から料理教室というか、調理室を作してほしい、充実させてほしいということは何度も議会の中で要求してまいりました。ところが、料理教室に使う施設としてふさわしいのが、町で言えば保健センターの中でしか使えない、いろいろな皆さんと一緒にやっていくにははですね。さくら会館の調理室ですと、そうした教室として利用できるものにも至っていない。そういうものが今回示されたこの設計図の中にキッチンというのがあるわけですね。これは、家庭料理をここでやるというならともかくとして、皆さんが料理教室として利用をする、そういう施設にはなっていないことが明らかであります。ですので、ヨガ教室は多分できるでしょう、けれども、いろいろなことを後づけでやられて、そして、それがあたかも当初からの目的のように理由づけをされているということにやはり疑問を覚えるわけですが、その辺のところは何もかも詰め込んでこの古民家でやれるのかということですね。最初は古民家の再生、ところが後からは空き家対策、このように変わってきた経過もあるわけです。また、先ほどから議論になっているように、この10年後、10年たったらどうなるか分からないと、こういう中で幸田町が多額の町費を投じて、そして施設整備を進めていく、その目的に合致しているのかということは、なかなかそのことが理解できない、私は理解できません。理解できないし、本当に腰を据えてやるというなら、私は、これは買収

すべきだと。買い取ってきちんと町の施設としてやるべきじゃないかと思うわけであり
ます。先ほどから言われましたように原状復旧する、じゃあ、そこで多額の費用を10
年間で使い果たしてしまうわけですので、このような古民家再生と言いながら再生にな
らない、そういうことがこの中で議論されていることこそまさに問題じゃないかと思
いますが、いかがでしょうか。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 説明といたしましては、当初から利用目的について何ら変更
して説明というような考えか方はございませんけれども、この施設が地方創生に資する
施設であるというふうに考えておりますので、利用目的については限定をするというこ
とではなく、可能性はどんどん広がっていくものであるというふうに考えております。
これまでにそういった施設が町の中でなかったの、なかなか言っていることがその都
度変わるのではないかというふうに捉えられてしまっているかと思えますけれども、こ
の施設については、その方のどういったふうに使いたいかという、そういった思いによ
ってどんどん可能性は広がっていくものであるというふうに思います。また、料理教室
につきましても、確かに大勢での料理教室は難しいということもあります。このキッ
チンでどなたが料理を教えて、そのほかのフローリングの部分ですけれども、このスペ
ースも使っていただくということも可能であると思えますので、この古民家の確かに昔な
がらのたたずまいを残してということになりますと使い勝手の悪い部分もございませ
んが、そこが従来の公民館とそういった新たに建て直したものと違うというところであ
るというふうに思っております。

あと、10年後のことにつきましてですけれども、契約書の中では今回この賃料を定
めさせていただくということで、おおむね弁護士の先生とも相談をさせていただきま
して、10年程度で一旦賃料についての見直しをするのが妥当ではないかということもご
ざいまして、10年というふうに切らせていただきました。ただ、今回この建物を地方
創生の施設として使っていきたいという、そういう中で10年でこの建物のニーズが終
わってしまうということを望んでいて、それで10年ということではございませんので、
あくまでも10年を一旦一区切りということで、希望としましては継続して使いたい
という思いもございませぬし、それから、できましたらこの所有者の方の御理解があれば、
しかも需要があるということであれば買取りのほうをさせていただきたいという思いは
ございませぬ。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 先ほどキッチンの話が出ましたけれども、調理をこじんまりと
した感じで教えながらということと言われたわけでありませぬが、キッチンに限って言
えば、設計図を見させていただくと流し台が210センチになっているわけですね。
しかも壁づけだということで、こういうキッチンというのは家庭のキッチンでは分かる
わけでもございませぬけれども、やはり皆さんがそうした目的を持って料理教室をや
ることからするならば、こじんまりとした人数でも囲ってやるとしたら、アイランド
型にして誰もが見やすい分かりやすい、そのような配置にするのがやっぱりベター
ですね。ところが、そういうものも全然生かされてなくて、ただ改修を進めただけというの

が見受けられるわけですよ。ですから、それでいろいろな多様性を持った施設にしたいということで、いろいろなことをやられるわけでありましてけれども、しかしながら、この地方創生の取組の中でやるとするならば、やはりもっと視点を変えながら、その使い方をするならそのようなきちんとした視点をここに注ぎながら一つ一つ改修をしていく、それが本来じゃないかなと思うんですけども、議会から要求をされて、それで、いろいろな資料を出される。それに合わせてパタパタと設計もやってくる、そういうところでやはり不十分さが出てくるんじゃないかなというふうに思うわけでありましてよね。それで、また10年後のことも言われるわけでありまして、私は、こうした町の目的にかなった施設にしていくためには、やはり自己所有でないとは十分できないというふうに思うんですね。ですから、そうした点において、所有者の方がすぐには手放さないというのは分かるわけですが、やはり、この施設を買い取りながら、そして目的にかなった施設にしていく、それにはもっと時間をかける必要が私はあるんじゃないかなというふうに思うわけでありまして。ですので、そうした点において、この施設の設置条例をしていくにはいつまでがタイムリミットなのか、それについてお尋ねしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 条例の制定のタイムリミットということについては考えてはおりません。目的にかなった施設にしたいということで、買取りについては今後考えて、引き続き所有者の方とお話をさせていただきたいというふうに思っております。また、古民家の使い勝手の悪いところにつきましては、現在の新しく建て直した建物ではございませんので、古い古民家のよさを生かしながらというところで、現代的な建物と違うので悪いところもあるかと思っておりますけれども、御利用いただく方の今回4月から6月につきましては、皆さんに利用のルール等、手続のルールですとかそういったこともお分かりいただいて、そういった中でお使いいただく中で御意見を伺いながら、実際に使ってみてこういったところは不都合があるとか、こういった使い方ができると思ったけれどもできなかったという、そういった御意見を伺いながら可能性を広げていきたいというふうに思っております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 3か月間でいろいろな目的にかなった施設に作り上げていくということでありましてけれども、それは、もうこの施設がオープンするときには、もう既にそのようなことはやっていかなければならないわけでありましてよね。ところが、まだまだそれがこれからやるんだということではとても理解できないわけですよ。だから、やはり、この施設を本当にこれから町民要望に応じて、そして、その利用目的にかなった施設に進めていくためには、設置条例より前にこの施設をどうやっていくのかということをもっと少し理解を深めながらやっていくのが本来じゃないかなというふうに思います。ですから、タイムリミットはないよと言われてたんですけども、もう少しやっぱり議会でもまだまだ納得ができないわけでありまして、その辺のところを延期をすべきじゃないかなと私は思います。

次に、この時期に条例制定をしなければならない理由はということで通告をいたしたわけでありまして、同じ内容であります。それで、この使用料の算定の基準というものが

示されておりますが、この使用料の算定の基準というのはいろいろと出されておりますけれども、再度この基準についてお尋ねしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 議会の皆様からは附帯決議ということで、4点についての御指摘をいただきまして、その後、その点について特に重点的に、担当者を初め所管課のほうで取り組んできた経過もございます。そういった意味で、今回、3月にこの建物が完成して、皆さんに使い方を実際にいろいろチャレンジしていただきたいということで、4月から6月は料金を頂かずにお使いいただきたいというふうに思っておりますので、4月1日には条例の施行をお願いしたいというふうに思っております。

この料金につきましてですけれども、料金設定は、現在、町のほうで公民館、中央公民館でありますとか、それからさくら会館等の料金、それから民間でいいますとテレワークをやっておられます岡崎市の施設ですとか、また安城の施設、そういったものを参考にいたしまして、今回料金のほうを設定をさせていただきました。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） この料金算定でありますけれども、ここは地方創生ということで、ひと・しごと交流施設にするよということで上げられているわけですが、それが例えば今までの中央公民館やあるいはさくら会館、いろいろなところと同じような形の中でやられるというのは、通常どおりと変わらないということにしか聞こえないわけでございますけれども、この点について私はこの金額が妥当なのか、それとも高いのか安いのか分からないわけですが、実際に本来でいえば、ここは古民家として改修をする施設になりますので、その辺のところは通常のほかの施設と同じような扱いでいいのかなと、ちょっと疑問に思えるわけですが、その辺のところはどうなのでしょう。もう少し広く使い勝手のいい、もっと安価にすべきじゃないかなんて私は思うのですが、その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 施設の目的としましては、中央公民館とさくら会館とは異なるわけでございますけれども、料金を頂くという点につきましては参考とさせていただきます。ただ、減免という措置も取らせていただきたいというふうに考えておりますので、こちらのほうは町が直接事業をするでありますとか、こちらのほうで減免の手続きを取っていただいて許可をさせていただいた方々からは料金を頂かないということも内規の中で定めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） この設置条例が延期をされると、この使用料等の関係は後回しになるわけでございますけれども、やはり施設全体を捉えた場合、私は、古民家から空き家になったわけですが、しかしながら、古民家というのを前面に出すということであるならば、やっぱりその辺のところをもう少し念頭に置きながらやっていただきたいなというふうに思うわけでありまして、また、再度最初の質問に戻るわけでございますけれども、やはり、私はこの施設につきましては、今の3月議会で設置条例の制定をするのではなく、もう少し後にして、そして、もう少しいろいろな理解を深め、そして使

用目的をきちんと明らかにし、そして使い方についてもこれから3か月の間に始めようと言われるわけでありますので、その辺のところをもう少し日程を延ばしながらやっていただきたいということで、質問は終わりたいと思います。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） この4月1日の施行ということで準備を進めてまいりました。確かに使い方等でまだ不十分な点も多いかと思えますけれども、この施設の活用を待ち望んでいらっしゃる方もワークショップの中でそういった御意見もいただいております。4月から6月の中でチャレンジをしてお使いいただいて、そういった7月から本格的に料金を頂くということで進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前 9時56分

再開 午前10時06分

○議長（足立初雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、9番、稲吉照夫君の質疑を許します。

9番、稲吉君。

○9番（稲吉照夫君） それでは、質問させていただきます。

最初に、この条例に古民家の表示がないのはなぜかなということをお聞きしたいと思います。この事業は古民家の再生をうたい、区画整理事業事務所利用でスタートしました。直後、区画整理事業事務所として使用することはできないということが分かり、利用はなくなったわけであります。また、本来この企画を立ち上げる前に地元説明会があるべきものだと私は思っております。これも実行されていませんでした。事業が動き始めてから地元住民等に数回にわたりワークショップを行い、そして、また私ども議員にも現地の説明会が行われております。その中で毎回100年前の柱だとかはりだとか、そういったものを見ていただきたいということで古民家をアピールして、この施設の利用をしていただきたいという説明がずっとあったわけです。なのに、なぜ一言もこの古民家が触れていないのか、まずお聞きいたします。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 古民家を改修しまして活用するといった考えは当初から変わっておりません。この施設につきましては、町の利便性と豊かな自然環境が共存する立地環境を生かしまして、新たな交流人口また関係人口の創出や多様な働き方のニーズに対応するため、農業を基本として発展をさせてまいりました幸田町において、100年以上佇んでいる代表的な農家住宅をリノベーションしまして、町の情報発信に関する事、また交流活動の促進に関する事、ものづくりの支援に関する事、こういったことを一般の公衆の利用に供するための施設として整備をさせてまいりました。今回の条例の名前は幸田町ひと・しごと交流施設としておりますけれども、通称名ですとか愛称につきまして、この古民家を広く皆様に愛していただけよう古民家何々というような、御意見を伺いながら、場合によってはそういった豊坂の多世代交流施設の豊坂ほっと館のよ

うな形でお名前を皆さんから応募いただきまして、古民家を再生したということが分かるようなものにしてまいりたいと思っておりますし、もちろんこの施設におきまして看板を設置をいたしまして、それと併せて所有者の方と幸田町の所有も分かるような表示をしてまいりたいと思っております。

○議長（足立初雄君） 9番、稲吉君。

○9番（稲吉照夫君） いろいろと発展的にあれもこれもという話になってきちゃって、やはり、私は一番スタートの当初の古民家というのは残していただいて、古民家で何ができるのか、どんなことがされて発展していくのかなというのを示すためにも、この書面の中にも古民家というのはどこかで触れて進めていただきたいというふうに改めて思うわけであります。

その次に、先ほどいろいろと利用目的等も話をされましたけれども、この第4条の中に、町の情報の新たな発信ということがうたわれています。どんな情報を発信するのかお聞きいたします。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 条例の第4条の業務にあります、町の情報の発信に関するということについてですが、町の情報発信の場として幸田町の魅力ですとか、また歴史・文化などを伝え、交流関係人口を増やし定住へとつなげる業務のことを示しております。例えば、今後行われます土地区画整理事業における保留地販売に合わせまして、この古民家の施設を使いまして、幸田町の魅力を発信するイベントを開催するですとか、またそういった古民家での皆様の活用方法、景色、そういったものをインスタグラム等で発信をいたしまして、幸田町の魅力を知っていただいて定住へとつなげる、そういった事業を行ってまいりたいと思っております。

○議長（足立初雄君） 9番、稲吉君。

○9番（稲吉照夫君） 今のお話ですと、いろいろな形の情報発信ということであれば、幸田町のよさというものを出すためにも、そこの古民家を作り替えたよというのをやっぱりしっかりとうたうべきだなというふうに思います。

その次にまた3番目に、ものづくり支援に関することというのがありますけれども、これは前にもちょっと説明がありましたけれども、発明クラブと解釈してよろしいのでしょうか。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 以前にも御説明をさせていただいております、幸田町の少年少女発明クラブの活動の場としても活用いただくことも考えております。また、そのほか現在愛知工科大学にありますものづくり研究センターが実施をしております、ものづくり企業を対象といたしましたセミナー等の開催も考えております。また、こういったセミナー等の開催、それから施設でコワーキングをしていただく中で情報交換の中から新たな起業をされる方、そういった方が生まれていくことを期待をしているものでございます。

○議長（足立初雄君） 9番、稲吉君。

○9番（稲吉照夫君） 発明クラブ等、大学のところにあるものもということではありますが、

先ほど図面を頂いて、見ますと、倉庫とかそういう物置的なところが何もないんですよ。ですから、発明クラブが利用した場合というのは、やはり道具だとかいろいろな資機材あるいは作品等が要るわけですし、またあるわけで、そうした場合、いつも利用するたびに運んでこなければいけないという問題があるし、常時置くとすれば全然スペースとしてないので、やっぱり、そういう団体が使うのは使い勝手がこれでいいのかなという1つ疑問を感じるんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 当施設におきましては専用利用ではなく、幅広く皆さんにお使いいただくということを考えておりますので、少年少女発明クラブが利用する場合には、そのときに必要となります資材等をその都度運んでいただくということになります。また、利用される方の資材などをこの施設におきまして保管をするということは現在考えておりません。継続して利用していただく場合には6日までということを限度として考えております。

○議長（足立初雄君） 9番、稲吉君。

○9番（稲吉照夫君） いずれにしても、これは施設を長く上手に使ってもらおうというようなことを前提にしますと、やはり、それなりにそういった設備なりをしていかないと長続きしないんじゃないかなという気がいたします。やはり、そういったところも含めてまだまだ改良の余地があるかなというふうに思うわけであります。

次に、コワーキング等の話があるわけですがけれども、これは広間と両方との利用というものが重なっちゃうということがあるのかどうか、その辺の使い勝手の区分け等で考えていることがありましたらお聞かせください。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 古民家の風情を残しまして柱等を見せる構造としているため、現代の建物とは違いまして個室のテレワーク施設ということは整備をしておりますけれども、図面を見ていただきますと、奥のほうに6畳の和室が2間ございますけれども、こちらがふすまで囲われておりますので、静かにという外部との接触がないといえますとこの和室を御利用いただくということになるかと思えます。ただ、完全に話をされるというその声が聞こえないかということになりますと、防音という面ではやはりあまり優れてはいないというふうには思えます。御利用いただくときに管理者が常駐しないということになりますと、企画政策課のほうにそういった申込みをしていただくことになるわけですが、そのときの時点でどういった予約が入っているかということをお伝えしまして、御利用される方の条件に沿った形で納得の上で御利用をいただきたいというふうな、そういった確認をしたいと考えております。

○議長（足立初雄君） 9番、稲吉君。

○9番（稲吉照夫君） それぞれ区別して何とか使うということでしょうけれども、それで、広間の話も出ましたので、広間は何人ぐらいが使用可能でどれぐらいの想定をしてみえるのか。というのは、あそこの駐車スペースが8台しかないということで、そうした場合、それ以上の大勢の人が集まっちゃった場合に周辺住民の方に迷惑をかけるような結果にならないか、その辺の対策もどう考えてみえるのかお聞きいたします。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 8畳の部屋が4部屋、それから6畳の部屋が2部屋ということで、全部で部屋が、仕切ってはございませんけれども6部屋あるということで、おおよそテレワークですとか何か作業をしていただくような場合に、1つの部屋に4人ほど入っていただきますと6部屋で24人程度を想定をしております。ただ、大広間の部分につきましてですが、これは机を移動式のものにした場合にまず机を取って、またより多くの方が会議等でお使いいただけるというふうに思っております。駐車場につきましてですが、南側のところに7台で北側に3台駐車を予定をしております。この利用上の際になるべく乗り合わせで来ていただくですとか、公共交通機関を使っていただくとか、そういったことを御説明をさせていただきながら、路上駐車それから周辺の住民の方々に迷惑をかけることがないようにお願いをしまいたいというふうに思っております。まだ将来的な少し先のこととなりますけれども、敷地の中の西側にございます所有者の方の倉庫がございますので、こちらのほうも駐車場のスペースを確保したいということもございますので、撤去のほうのお願いをしております。こちらが撤去された際には駐車スペースとしてもう数台追加で御利用いただけるのではないかとこのように思っております。

○議長（足立初雄君） 9番、稲吉。

○9番（稲吉照夫君） いずれにしましても周りの住民の方から苦情が出るようになると、やはり施設としてもよくないというふうに私は思いますので、その辺の対策はしっかりとやっていただきたいと思います。その上で利用等の施設管理についてですが、利用の申込受付はどこでやるのか、施設の開け閉め等についてどのようにするのか、また利用料の受領はどこでやるのか、という形でお聞きいたします。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 施設の利用の申請の方法ですとか、また利用料の徴収方法についてでございますけれども、当初は建物に管理人の方に常駐していただくということを考えておりましたが、現在、もう少し経費を削減するというのを考え、常駐しないということも検討しております。その場合ですけれども、企画政策課の窓口で手続きをしていただくということになりまして、さくら会館等と同様に利用日の3か月前から3営業日前までに御予約をいただきまして、利用日の3日前までに利用許可申請また使用料をお支払いいただくということをお願いをしまいたいと考えております。施設の開け閉めにつきましてですが、この予約が入りました場合にシルバー人材センターのほうに委託をしたいというふうに考えておりますが、予約が入ったときに対応していただくということを考えております。

○議長（足立初雄君） 9番、稲吉君。

○9番（稲吉照夫君） ちょっと聞きづらくてごめんなさい、もしか聞き逃しちゃったら、ちょっと確認ですけれども、この受付の場所というのはこの事務所でやるという解釈でよろしいんですか、それとも役場のところの、説明があったらごめんなさい、ちょっと聞きにくかったのでお答えください。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） すみません、建物に管理人を常駐をするということを、経費を抑えるためにそういったことは変更して、予約が入ったときに鍵の開け閉めに行くという形にしたいと考えておりますので、申込みについては役場の企画政策課のほうで受付をさせていただきたいというふうに、今のところはそれで検討をしております。

○議長（足立初雄君） 9番、稲吉君。

○9番（稲吉照夫君） 分かりました。管理する鍵の開け閉め等はまた別だということでした。

それで、これを使用するに当たって利用料が必要ですが、免除できるということもあります。その辺の区分はどういう形で申し込めば免除になるのか、その辺の線引きがきちんとされているのか、分かっておりましたらお話しください。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 使用料の減免についてでございますけれども、町のほかの施設であります中央公民館ですとかさくら会館を参考にいたしまして、内規を定め運用してまいりたいと考えております。例えば町の主催の会議ですとか、また事業の実施、それから教育委員会ですとか、福祉団体などのボランティアの活動、また町の関係する公的団体などが利用する場合を想定をしております。また、ワークショップでも御意見がございましたが、緊急時・災害時における避難所として利用した場合も同様の減免という扱いを考えております。

○議長（足立初雄君） 9番、稲吉君。

○9番（稲吉照夫君） なかなかそうすると利用のほうは料金を頂くよりも、料金を払わない人のほうが利用が多くなっちゃうかなという心配もありますけれども。その上で、先ほど資料の中で利用規則等を示していただきました。まだ、これを全部読み切っているわけではないですが、コロナ禍で今言われた管理の問題、これは先ほどもちょっと説明があったかと思うんですけど、鍵の開け閉めだけが中心になるとそんなに人が要らないような気がしますし、また利用の規約をちらっと読むと利用者の方がきれいにして帰ってくださいというような内容のこともちらっとあったような気がします。そういった面では、そういった管理料というのはかなり安くできるんじゃないかなというふうに思いますけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 管理料ですが、先ほど申し上げました、3日前までに予約をいただきますので、その予約が入った時点でシルバー人材センターのほうにお願いをいたしまして、利用の入ったときに施設の鍵を開けていただく、また利用される方がお帰りになられたときに閉めていただく、そういったことで費用のほうは80万円ぐらいになるのではないかなというふうに見込んでおります。ただ、現在この件につきましては調整中ですので、このようだと断言するというのがいたしかねるわけですが、少しでも安価になるように調整をしているところでございます。

○議長（足立初雄君） 9番、稲吉君。

○9番（稲吉照夫君） 分かりました。

その次に、先ほど出ていましたけれども、施設名称が幸田町ひと・しごと交流施設、

これはちょっと硬過ぎないですかね。やはり、皆さんに使ってほしいということであれば、看板を見て、お、何があるかなというようなイメージを持って、もう少し柔らかい名前を表面に出して、皆さんに寄っていただける使いやすいイメージのほうを持たせる必要があると思うんですけれども、その辺の命名はどう考えてみえますか。このままでいっちゃうのか、改めて考えるのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 条例におきましては、施設の名称を幸田町ひと・しごと交流施設とさせていただいて御提案をさせていただいているところですが、この通称名ですか愛称につきましては古民家の何々というような、皆さんから御提案をいろいろとお伺いしながら、親しみがあり古民家を再生した施設と分かるような、のどかで柔らかいような名称にしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（足立初雄君） 9番、稲吉君。

○9番（稲吉照夫君） ぜひそういう親しみやすい名前というのは公募をして、その施設がより名が通るように図られて名前もつけていただきたいと思います。

そこで、条例の施行日が4月1日になっていますが、利用に関して家主さんとの契約はどのようなになっているのか。それを4月1日でもう決めて約束しちゃっているのかどうか、そういったところを確認させてください。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 所有者の方との契約につきましてはですが、お認めをいただけたら、所有者の方と令和4年4月1日付で契約書のほうを取り交わさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（足立初雄君） 9番、稲吉君。

○9番（稲吉照夫君） この議会で決まればということでしょうけれども、先ほども伊澤議員あるいは丸山議員からも話が出ましたように、私が考えるに4月1日から6月末までお試し期間というのがあるわけで、その中でやはりまた使っていく上でいろいろな使い勝手のよさ、あるいは利用者からの声等でいろいろと変更してよりいいものに私はしていただきたいと思います。そういった意味で、ちょっとここまでとめて、そういった修正、先ほどの命名につきましても大々的にうたえるものができるならば、そういったものを含めて、7月1日の本格的に使用するまでにそういったものは条例を制定すればいいというふうに思いますけれども、その辺のところをお聞かせください。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 利用料のほうを頂く本格運用ということにつきまして7月1日からとしておりますが、公の施設として御利用いただくのは4月1日からということで進めております。そういった意味におきまして、条例においては4月1日施行、制定、また契約を交わしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（足立初雄君） 9番、稲吉君。

○9番（稲吉照夫君） いずれにしても、やっぱりスタートからいろいろな問題が起き、今日に至っているわけですが、事業としては何とか成功させないかんということは重々私どもも理解しているつもりです。ただ、そういったいろいろな問題等はやっぱり

り解決してすっきりとした形でまち・しごと交流施設をきちんと運営できるようにお願いをいたしまして、質問を終わります。

○議長（足立初雄君） 9番、稲吉照夫君の質疑は終わりました。

次に、12番、水野千代子君の質疑を許します。

12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 今回の条例制定でございますが、少し細かい部分についてお聞きをしたいというふうに思っております。そして、また議員さんのほうから質問がありましてダブるところもありますが、確認の意味でまたさせていただきますので、よろしくお聞きをいたします。

まず、第10条に町長が特に必要と認めた場合は使用料を免除することができるというふうにあります。このときはどのようなときを考えるかとお聞きをしようかなというふうに思ったのですが、先ほどからの答弁とまた事前要求資料の中でも出ておりました。免除は町が主催する事業ということですよ、主催するもの。また、今答弁がありましたように、教育委員会とか、あと団体だとかということがございますが、これも内規で決めていくということでございますが、もう少し具体的に何か示されるものがあつたらお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 使用料の免除についてですが、先ほど申し上げたとおりのほかの施設等を参考にしてということの考えております。現在想定しているのは町主催の会議、また事業、教育委員会や福祉団体などボランティア活動、また町の関係する公的団体などが利用する場合などを予定しておりますが、またこれ以外に申出があつたときには、その都度またこれまでにない場合については内部で検討をしていくということもあるかと思います。すみません、先ほど申し上げましたが、内規のほうを定めまして整理をしておきたいと思っております。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 福祉団体とかボランティア団体、かなりの団体とか様々な事業が入ってくるのかなというふうに思います。内規できちんと示していただきまして、町民の皆様また利用する団体の人たちが分かりやすいような内規を作っていただきたいというふうに思いますので、よろしくお聞きをしたいというふうに思います。

それから、第13条に委任として交流施設の管理及び運営に関し必要な事項は規則で定めるというふうでございます。これは規則は事前要求資料のほうで見させていただきました。使用料の納付だとか減免とかいろいろ規則で示されているわけでございます。この規則の内容というのは、一応これは案というふうになっておりますが、これはいつ頃決定して皆さんにお示しができるのかお聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 規則につきましてですけれども、概要につきましては今回資料としてお出しした内容でございます。これはほぼ調整をしておりますので、条例と同じ4月1日からということを考えておりますので、そのときにはきちんとお示しをすることができるかと思っております。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） まず、これは一応案ですが、このような規則になるという意味で分かりました。

それで、申請方法や使用料の徴収方法をお聞きしようかなというふうに思いましたが、先ほど答弁をされておりました、申請は企画政策課のほうで受付をして、それは3か月前から受付をするよということで、3日前には利用料を納付してくださいということでございますが、やはり企画政策課でといいますと、庁舎の開いているときでない申請も納付もできないかなというふうに思うわけでございますが、そうした場合、例えばメールだとか、そういうものも受付の申請の方法ですが、今後、考えていかれるかどうかということをお聞かせを願いたいというふうに思います。

それから、たしか以前は夜はシルバー人材センターのほうへ委託するというので、シルバー人材センターもそこへ常駐するというものでありましたが、今、話を聞いてますとそうではないということでございますので、ということになりますと使用料も企画政策課のほうへ持ってこなければいけないというふうになりますので、そうすると時間帯も決められた時間帯になってまいります。その辺についても申請方法だとかお金の徴収方法というのは、やはり、ここに来なくても受付ができる、また納付できるというような、そういうこともお考えをしていかなければならないかなというふうに思うわけでございますが、その辺についての今後の考えについてお聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 現在の状況、管理人の方に常駐していただかないということになりますと、企画政策課のほうの窓口でお受けするというので時間も限られておりますし、また役場のほうにお支払いに来ていただくという、そういうお手間もおかけすることになるわけでございますが、公の施設のオンラインでの申請にこの古民家の利用申請それから利用料のお支払い等、そういったものが加えることができるのかどうか、そういったことも現在調整をしております、この3か月の中でそういったことも皆様からそういう恐らく使い勝手が悪いという御意見もいただくのではないかとということもありますので、そういった声をきちんと聞きまして、教育委員会のほうがやっておりますオンラインでのそういう申込み、そういったものにこの施設の申込みも加えることができるということになりましたら、そういったこともしっかりと考えて住民の方の利便性を図っていかねばいけないというふうに思っております。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 今、言われたように、やはり町民の人たちの利便性を考えるのが一番かなというふうに思いますので、ぜひとも考えていただきたいと思いますというふうに思うわけでございます。

それから、細かいことでございますが、使用時間の区分についてお伺いをいたします。

この資料のほうでは、午前中は9時から午後1時、午後からは1時から5時、夜間は5時から9時というふうになっておりまして、利用者の交替の時間というのは全然考えてないんですね。例えば午前中の人ギリギリ1時まで使いました。午後からの人も

1時から入りたい、そこのタイムラグというのは全然ないんですよ。その辺について私はすごく危惧するところがございます。少しこの辺の時間を考えていただけるとありがたいかなというふうに思うわけでございます。1日の全日の利用の場合はいいわけでございますが、そうじゃない場合は必ずどこかでドッキングするような気がいたしますが、その辺についてのお考えというのはどのように考えておられるかということをお聞かせを願いたいというふうに思います。当然ここの場所を見ますと待つところも全然ございませんので、その辺についての区分についてのお考えをお聞かせを願いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 時間につきまして、確かに入れ替わりの時間というのを設けてはいない状況でございますけれども、例えば前に使われた午前の9時から1時までという場合でございましたら、次の方が1時から利用されるということでしたら1時にはきちんと次の方に明け渡していただけるというような使い方をお願いをしまいたいというふうに考えております。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 今そういうふうに言われましたが、現実はなかなかそれは難しいのではないかなというふうに思います。例えばですが、町内の有料施設でいえば町民会館とか中央公民館などがあるわけでございますが、この会館というのはロビーがあるんですよ。ロビーがあるから時間前はそこで待っているという時間が当然できるというふうに思うんです、待つ場所があるから。でも、ここの施設を見ますと待つ場所というものはないのではないかなというふうに思います。例えば町民会館では、仕込み・準備・後片づけ・出演者の入場及び退場などに要する時間を含む、全部含めた利用時間ですよというふうに書いてございます。これはこれで町民会館はさっき言ったみたいに待つ場所のロビーがありますので、これでいいのかなというふうに思うわけでございますが、この施設というのは待つ場所もなし、また先ほども稲吉議員が質問されましたように駐車場もないんですよ。大体今1人が1台乗ってくる時代でございますので、そうすると前に利用していた人たちの車がある、次に利用する、例えば午前と午後にしますと、午前に使用する人たちの車が数台ある。また、午後から使用したい人が数台乗ってくる、その入れ替わりもできないわけですよ。今聞きますと、前と後ろで車対応を1台入れたとして10台あるということでございますが、これは駐車場の入替えの時間もないのではないかなというふうに思うわけでございます。満車となったときに、本当に後から来る人たちはどうしてもその辺の道に停めて、出る人を待っているということになりますと近隣に迷惑をかけることはないのかなというふうに思うわけでございます。そういうことを考えると、やはり利用者の使い勝手が駐車場の件に関しても利用時間に関しても、私は使い勝手が悪いのではないかなというふうに思うわけでございますが、その辺の駐車場の件についてのお考えをお聞かせを願いたいというふうに思います。先ほど西側にある倉庫を取り払えばもう少しということを言われましたが、倉庫を取り払うのにも私はお金もかかるし期間もかかるのではないかなというふうに思うわけでございますが、その辺についてのお考えをお聞かせをください。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 駐車場の台数が全部で南側・北側で10台ということで、大勢の方が御利用いただくときには若干少ないのかなということもございますし、議員が今おっしゃられたとおり、利用してくださる方の入れ替わりのときにはそれが重なるということもございますので、確かにそういった課題はあるかというふうに思っております。周辺の住民の方に御迷惑がかからないよう、利用申請のときにはきちんとそういった状況も御説明いたしまして、きちんと駐車場の件につきましても御説明等を御利用いただくときにお願いをしてまいりたいと思いますし、それから次の方に空間を渡していただくときにも、そういったことはきちんと時間までにということで御依頼をしていきたいと思っております。

また、お待ちいただくスペースということで今御提案をいただいておりますので、玄関を入りましてフローリングのスペースがあるわけでございますけれども、こういったところに若干の待っていただくような椅子等の配置も必要になってくるのかなということを感じているところでございます。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 施設というのは、やはり使い勝手がいい施設を皆さん好まれるというふうに思うんですね。でありますので、やはり本当に駐車場の件、時間待ちの場所の件でございます。待ち場所は、今、玄関から入ったところが少しあるので、ここに椅子でということもございますが、そうするとさっき言ったみたいに、やはり駐車場が問題なのかなと。ここに入りたんですけど駐車場がないばかりに、ここまでもたどり着かないというような、そういうことも考えられますので、それは前もってきちんとお示ししていただけるといいかなというふうに思います。

それから、4月から6月までの3か月間はお試し期間ということで、このときに町民の皆さんの御意見だとかいろいろ聞いて可能性を広げていくということもございますが、やはり、この辺もしっかりとお試し期間にたくさんの方たちに使っていただいて、たくさん意見を集約していただきたいというふうに思います。それで、7月1日から供用開始というふうになりますが、条例制定後の周知の仕方はどのように考えておられるかをお聞かせを願いたいと思っております。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 条例のほうをお認めいただきましたら、その利用方法につきましてですが町のホームページでお知らせするというのも考えております。また、4月から6月までに皆さんにいろいろな使い方をしていただいて試していただくという、そういった期間につきましてチラシを作成するすとか、また幸田町のインスタグラムのほうで紹介をさせていただく、また日々の利用の状況とかも広く御覧いただいて、訪れてみたい使ってみたいという、そういったことを皆さんにお持ちいただけるようなことに取り組んでまいりたいと思っております。また、この施設に愛着を持っていただくために、先ほども申し上げましたが、豊坂ほっと館のような愛称のほうを皆さんにふさわしい名前をつけていただいて、その名前で施設のほうに訪れていただくということを目指してまいりたいと思っております。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） これからのことだというふうには思うわけでございます。ひと・しごと交流施設の地方創生の施設でございます、今言われたように町の魅力の発信だとか、また、ここに示してあるように幅広い世代の交流の場、地域振興の交流の場だとか、やはり期待されるわけでございますが、このように条例を制定をして供用開始が進むわけですが、やはり成功しなければ私は何もいかなというふうに思います。確かにこれもこれもやって、こういうふうになったら、ああいうふうになったらということが分かるわけでございますが、本当に町民の皆様がこの施設を使っていきいたいとか、こういうものに利用したいだとか、新たな利用方法を町民の皆様からの知恵をもらって、やはり、これは成功していただきたいというふうに思うわけでございます。今までの町の従来の施設とは違うよといった、また一つ違った光るようなものが示されるような、そういう私は施設にしていっていただきたいというふうに思うわけでございますが、今後の計画とか施策とか、その決意を私はもう一度お聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 第2期幸田町まち・ひと・しごと創生の総合戦略ということで、初めて第2期にこの空き家の利活用ということで、その活用を通じて町の発展を目指していきたいということを掲げております。先ほど議員にもおっしゃっていただきました、町民の方の知恵をお借りしながら、なかなか役場の町の職員だけでは広く皆様がどのようなことをされたいのか、そういったことが分からない部分もあります。皆さんと一緒に、また民間の方のお力も借りて、そういった連携をしながらこの施設をよりよいまちづくりのために活用していきたいというふうに考えております。先ほど駐車場が狭いということもございまして、こういったことも多くの方に使っていただいて駐車場が足りないんだよということも、そういう声も聞かせていただきながら改善して、皆さんに愛される施設にしていきたいと思いますので、地方創生に向けてこの施設を一番スタートとして進めていければということを考えております。町内の皆様のそういった知恵を借りながら、町外からも広く幸田町に来ていただいて定住していただきたい、また町内で現在御自分の家を持っていない借家でアパート等にお住まいの方が町外に出ていってしまわれるのではなく、ここがいいところだというふうに感じていただいて、このまま幸田町で定住して働いていただきたいという思いがございまして、この施設がそういった意味で十分今後の幸田町の発展に役に立つようにというふうに考えております。

○議長（足立初雄君） 12番、水野千代子君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

○議長（足立初雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、1番、田境毅君の質疑を許します。

1 番、田境君。

○1 番（田境 毅君） それでは、私からは施設の利用形態の明確化について確認をさせていただきたいと思います。

まず、1 目です。テレワーク、コワーキング等と記載が議案の資料のほうにあります。まず、ズーム会議など、通話を含めた想定をされているのかどうか伺いたいと思います。

初めに、テレワークだとかコワーキングという言葉について皆さんの意識をちょっと共有をしたいということで、どういったものを少し説明をさせていただきます。

まずテレワークとは、情報通信技術、いわゆる ICT ですね、これを活用した時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のことというのが、厚生労働省のテレワーク総合ポータルサイトに記載があります。要するに、本拠地のオフィスから離れた場所で、ICT を使って仕事をすることということだそうで、テレワークは働く場所で、そういった面で分けますと、まず1 目が、3 つありまして、自宅で働く、いわゆる在宅勤務という形と、2 目が、移動中や出先で働くモバイル勤務、3 目が、本拠地以外の施設で働くサテライトオフィス勤務というふうに位置づけをされています。この働く場所で分ける3 つありますが、いつでも個人で気軽に利用する形ということと、それから、ある程度の期間で契約して団体に利用する形、こういったものに大別されるのかなというふうに考えております。こういった面から想定している利用方法、こちらの詳細を伺います。お願いします。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 先ほど議員から御説明いただきましたテレワークにつきましてですが、今回のコロナ禍におきまして急速なテレワークの必要性というのが加速をしているわけですのでございますけれども、この施設におきましては、先ほど御説明がありましたサテライトオフィス勤務といった働き方ということで、本拠地以外の施設でお仕事をさせていただくという働き方を考えております。いつでも個人で気軽に利用する形ということで、現在考えております規則におきましては、連続して6 日間の利用ということでお使いいただけるということを考えております。しかし、団体等で6 日間連続で御使用いただくということは考えておりますけれども、契約という形ではなく6 日間連続して御利用いただく、またその延長でということであればまたさらに6 日間ということ、申請によりまして町のほうで御使用いただくという許可をさせていただく形を考えております。

○議長（足立初雄君） 1 番、田境君。

○1 番（田境 毅君） 利用の形は、今のところはサテライトオフィスを軸に考えられているということが分かりました。少し私の感覚からすると、個人が気軽に使っていただくこともかなり軸足を置いて考えられているのかなと思っていましたので、今の話だとサテライトオフィスの形を想定ということでした。

次に、もう1 個あります、コワーキング。こちらのコワーキングのほうも認識を少し共有をさせていただきます。

まずコワーキングというのは、専用の個室スペースではなく、共有型のオープンスペ

ースをデスク単位で契約、机の大きさを契約をいただくオフィススペースのことで、個室のオフィスは必要ないんだけどワークスペースを確保したいよといった方、そういったニーズに合ったサービスになっています。

コワーキングサービスの特徴や利点としては、共有スペースで業務をすると開放的で周りの方との交流などの機会が生まれる、そういったところが普通のオフィスとは違ってあるということであります。これは、オープンで創造的な環境、こういったものを希望される方に合っているサービスということになります。

近隣のスペース、例えば先ほど答弁の中にもありましたが、岡崎市ですとか安城市、こちらのほうのこういったコワーキングがやれる場所を見ますと、会話の干渉防止など、ほかの利用者への配慮を初め様々な観点があると思いますが、岡崎でいえば例えば電話ブースなどが設定されています。それから、あと個室タイプも設定をされています。ズーム会議など、こういった通話を使うようなのを含めたそういった想定をされているのかどうかを伺います。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 施設内ですけれども、インターネット環境を整備しているためズーム会議も対応していただくことは可能です。しかし、古民家の風情を残し、はりですとか柱を見せる構造としておりますので、個室のテレワーク施設は整備をしております。大広間には8畳の4部屋ですが大型モニターを用意したいというふうに思っておりますので、団体の皆様が専用で借りられた場合など、ズームなどを利用してウェブ会議ですとかの打合せを行うということはしていただけるのではないかとこのように考えております。また個人での利用の場合に、ズームなどによる研修の参加ですとか、またセミナーなどへの参加の場合はイヤホンをお使いいただくようなことで防音になるかと思ひますし、また打合せ等で会話をしなければいけない、そういった場合には、先ほど申し上げましたが、奥のふすまで囲われている6畳の和室を専用利用ということをお勧めすることになるかと思ひます。ですけれども、ふすまですので、大きな声でということになりますと完全な防音ということにはなっておりませんので、その点を御了解いただいた上でお借りいただくということになるかと思ひます。

こういった自然環境のよいコワーキングスペースでリラックスしながらお仕事のほうをしていただき、その場で御一緒になられた施設の利用者の方々との情報交換をしていただきながら交流を図って、また、そういったところから新たな発見をしていただくですとか、一度お仕事から離れられた特に女性の方とか、そういった方が社会に復帰していただくような起業につながるような空間に、身近にもあるそういう空間でつながっていくとよいかなどというふうなことも期待をしています。

テレワークのスペースまたコワーキングのスペース、イベント等のスペースということで、この机につきましては移動を可能としておりますので、それで設置をするというものではございませんので、様々な利用されたい方の形態に合わせて机の配置をいたしまして、農村風景を味わいながら心が豊かになるような環境でお仕事ですとかをしていただければというふうに思っております。

○議長（足立初雄君） 1番、田境君。

○1 番（田境 毅君） 利用の仕方は、今、7 ページの事前資料ですね、こちらのほうで説明をいただきました。答弁でもいろいろとお話をされていたので、この間取りの中では赤枠の中で、一番左側に書いてある6 畳間がふすまで仕切る形で個室空間にするということだったかと思います。少し以前の現場での確認をさせていただいたときには、上のはり見えるようにするという設計だと伺っていますので、ふすまがあるけれども多分上は抜けちゃっている状態が少し想定をされるのかなと考えております。それから、あと先ほどの答弁でも、利用される方が同時にそういったテレワークをやられる方とほかの使用の仕方をするときには調整をかけていただくというお話がありました。こちらのところからしても、やはり声が抜けてしまうことに関してはどういうふうに調整をかけていくか。または最初の予約のときに、そういったところまで含めてどちらを優先するかという問題も多分出るのかなと考えておりますので、こちらのほうをまた、もし今考えがありましたらどういう調整をされるかという前提を教えてくださいたいと思います。お願いします。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） この建物がテレワーク・コワーキングスペースとして、それが専用の施設ということではないので、そういったこともコロナ禍においてお使いいただきたいということもあります。古民家の柱ですとか、はり、そういったものを見ていただくということから完全な防音の体制にはなっておりませんので、基本的には御予約をいただいた方が優先になります。その中で後から申込みをされた方には、前の方がどのような形で御利用になりたいかという、そういったことを御説明して納得をされた上で申請をしていただくということにしたいというふうに今のところは考えております。

○議長（足立初雄君） 1 番、田境君。

○1 番（田境 毅君） 優先順位のつけ方については、予約を先に入れた方が優先だよということかと思います。

それでは次に、議案説明資料のほうでは、この1 区画という表現で料金体系が決められておりました。どのような形で部屋を使用するのかイメージを少し伺いたいと思います。

J R 安城駅1 階に設置をされております安城市観光協会のキーポート、こちらのほうは空間の使い方が幸田町と近いイメージなのかなというふうに感じておりましたが、本年度末をもってコワーキングスペースは閉鎖をされるということでもあります。今ちょうどホームページに閉鎖をしますよという案内が載っております。実際にこれは何で閉鎖をされるのかというのは問合せをしました。今、安城市内では環境整備が進んで、コワーキングをやれるような場所が民間のところ結構立派なものが実は三河安城駅に建ったということでありました。リージャスサンテラス三河安城ビジネスセンターというところみたいで、こちらの売りがやっぱり J R の駅ということで三河安城駅のすぐ近くに建っておりまして、名古屋駅まで1 1 分で行ける立地のすごくいいところだというような表現をされて、設備のほうもそういったスペースがきちりいろいろと作られている結構立派なものでありました。こういったものが民間のほうで稼働をし始めたということで、必要性としては薄れたということに閉めるということに至ったみたいで、先ほ

どお話にもありましたオープンな環境では困るような使い方をされる方の場合ですと、例えば情報セキュリティ、こちらのほうが問題になるようでは利用がそもそもできなくなりますので、来ていただきたくても利用していただけないというような状況になるかと思えます。

本条例では、利用料金も今回明確にされました。ランニングコストの原資にこれは充てられる安定的な収益につなげるべき重要な観点だとも認識をしております。多くの利用者呼び込むための工夫として、リモートワーク及びコワーキングスペースがどのような間取りで利用されるのか、どのような利用者をターゲットに考えられているのかを伺いたいと思います。間取りとしては赤い枠なんですけど、先ほどのテーブルを並べるということになるかと思えます。イメージとしては、1つのテーブルがあって、椅子があって、そこにノートパソコンなりタブレットなりを設置をして仕事をする。パーティションで仕切られた個の単位、もしくはそれが集合した大きなテーブルの中に並べるといいう形が想定できるのですが、そういったところを今どう考えられているかというのを、6畳のところと8畳のところを教えていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 今回提出をさせていただきました質疑事前要求資料の7ページのところに幸田町ひと・しごと交流施設の平面図がございますけれども、この中の左のほうに和室の6畳というのが2つあるわけですが、こちらにそれぞれ机を4つずつ置きまして、4人の方にテレワーク等を行っていただけるスペースを確保したいと思えます。こちらですけれども、1区画といいますのは1つのテーブルに1人という意味で料金のほうを設定をさせていただいております。また、大広間につきましては、机のほうに可動式のものを用意をいたしまして、1部屋が8畳の4部屋ということになっておりますが、8畳の部屋1部屋につき机を4つ置くような形で設置をしまいたいと思えます。ただ、専用で使われるときにはこの机の配置というのもある程度臨機応変にといいますか、利用されたい形態に合わせて机の配置を考えていきたいというふうに思っております。

○議長（足立初雄君） 1番、田境君。

○1番（田境 毅君） 今、6畳にしても8畳にしても基本的には4つのエリア分けをして、それぞれで使っていただくということかと思えます。先ほどサテライトオフィスで使用を考えているということですが、サテライトオフィスだと使われる方は、オフィスとしてはどこか1個の事業者が何人か複数で使うという話ではなく、いわゆる個別の方たちがそれぞれ出先で使う形ということでしょうか。最初に聞いたサテライトオフィスのイメージが、どこかの事業者が複数人ここにいて使っていくなよというふうにするようなイメージを最初に受けたのですが、それは認識としてちょっと違っているのでしょうか。そこをまず確認します。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 特定の企業の方ではなく、例えばコロナにおいて御自宅でのテレワークを求められている方で、なかなか御自宅では仕事がされにくいという、必ずしも御自宅がそういったテレワークの対応にはなっておられない方も多くいらっしゃる

と思いますので、そういった方が会社のほうに行かれるのではなく、町のこの施設をお使いいただいて仕事のほうをしていただけるような環境を提供してまいりたいというふうに思っております。

○議長（足立初雄君） 1番、田境君。

○1番（田境 毅君） 分かりました。そうすると多分個別に予約をされて、多分一番多いのは、自宅でなかなかやりにくい方が近所のこの場所に来てやってもらうという想定が一番町民の方の使い方としては多いのかなと。あと、先ほど出た団体ですとか教室関係のところでもやられる感じかなと思います。そうしますと、先ほど4つずつ部屋に対して設置をされると、多分合計で24人がマックスということではよかったでしょうか。利用人数を教えてください。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 部屋のほうが、8畳が4部屋、それから和室の6畳が2部屋ございますので、それぞれの1部屋につき4人というふうに考えておりますので、合計しますと最大で24人の方に御利用いただけるというふうに考えております。

○議長（足立初雄君） 1番、田境君。

○1番（田境 毅君） 最大で24人の方が利用するということでもあります。今回2時間当たり200円の利用設定をされております。あと、施設自体は朝9時から夜9時まで動くということで、12時間ありますから単純に6分割で1か所につき最大6人ずつ利用できるのかなと思いますが、この利用の仕方は、先ほど長期で6日間まで予約ができるという話でしたので、丸々1日使うもよし、2時間ごとなり4時間で切り上げるなりは、御本人の予約の仕方でも臨機応変に対応できるということではよろしかったでしょうか。確認です。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 利用のされ方についてですけれども、個人の方が仕事のためにという、コロナ禍におけるテレワークに対応できるような形での利用ということで、その方のそれぞれの状況があるかと思っておりますので、利用の形態については利用される方が選択をしていただければ、2時間200円という料金設定がありますけれども、そういった申請をしていただければと思います。また、学生さんの勉強ですとか、そういったことにも利用していただけるのではないかと思いますので、コワーキングスペースでの情報交換、そういったことも防音対策にはなっていない部分もありますけれども、そういった方々に集まっていただくことで新たなアイデアとか発想が生まれるということから、皆さんのここを使われる方の一層の活躍の場ということになることも期待しているところです。

○議長（足立初雄君） 1番、田境君。

○1番（田境 毅君） 大体テレワークとかコワーキングでこのスペースがどう使われるかというのは理解ができました。先ほど議員さんそれぞれ質問をされて答弁をされた中で、やっぱり、この中でどう機材が動かされるのかというのを心配をしていました。まず24か所ですかね、1人ずつ机と椅子が出るということで、こちらは多分一番西側にある物入というところに収納されるのかなと思いました。当然使う形によっては全部撤収し

ていただいて、必要なものを団体ごとに出してもらおうという場転をしながら使うというやり方だと思いますので、そういったことを考えると、この物入をしっかりと使えるようにしていただく必要もあると思いますし、そういった面でいくと先ほどの駐車場も、学生さんで車の免許を持たず自転車で来られる方はよっぽどいいと思うんですけど、やはりサテライトとして使われるとなれば当然自分のパソコン、例えば事業者であれば会社から貸与されているセキュリティがきちんと確保されているパソコンを使わなければ駄目でしょうし、ほかの学生さんたちにしてもセキュリティのあるところできっちりやっていくということになるかと思っておりますので、入れ替わりのところの場所が24台分の本当はスペースを最大持っていたかかないと、あふれちゃった方はどうなるんだろうなというようなところも考えますし、やはり、そういったところの整合性をうまく取る必要があるのかなというふうに今感じております。今回条例制定をすとなると、やはりそういったところがきちんと想定をされた上で、今のこの使い方も含めて町民により理解をしていただいて、正しくうまく使っていただくという土台がないと、なかなか理解もこれって本当にこういう使い方ができるのかなというふうに思われてしまうのかなと思っておりますので、ぜひそういったところも含めて、時間が必要ならばやっぱり時間を使うべきだと思っておりますので、正しく町民に理解をしていただくように進めるべきかと思っております。考え方が何かありましたら確認をお願いします。お願いします。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） テレワーク・コワーキングスペースについての御意見をいただきました。こういったスペースにつきまして、公共の施設でということで幸田町では初めての試みとなるわけでございます。民間の施設のほうも見には行ってはいるんですけども、そういったセキュリティの部分、そういった部分についてもまだ勉強していかないといけないところもあると思っております。この4月から6月の中できちんと皆様の御意見、要望等も伺いながら、きちんと料金を頂くということを感じまして管理をしてまいりたいと思っております。

○議長（足立初雄君） 1番、田境毅君の質疑は終わりました。

以上で、第2号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第3号議案の質疑を行います。

5番、伊澤伸一君の質疑を許します。

5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） それでは、通告順にお尋ねをいたします。

まず、専用利用をさせる事務室でありますけれども、目的外使用になるのかどうか、それをお尋ねをしたいと思っております。今日頂きました資料の11ページでは、1階が専用利用スペースだよということで、国際交流協会の事務室を含めたスペースになっております。こちらの考えをまずお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 多文化共生拠点施設につきましてですが、設置管理条例におきまして、多様な文化を背景に持つ町民が互いを認め合い安心して暮らすことができる多文化共生社会を推進するために設置をするということとしておりまして、この施設に

において行う業務を文化交流を図るための施設及び設備の提供に関すること、また多文化共生に関する生活及び教育に係る情報の提供及び相談に関することとしております。専用利用となる事務室につきましては、設置管理条例にある目的に沿い、幸田町国際交流協会の利用となるため目的外使用ということではないというふうに考えております。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） それから、次でありますけれども、今日出していただいた資料、規則（案）ですと、先ほどの第2号議案と開館時間は丸っきり同じであります。何が違うかという、これはランニングコストがこちらは189万円であります。それで、片や、先ほどと比べると非常に安くなっているわけでありまして、これはどういう点が違うのでこちらは安くやれるのか、それをお答えいただきたいと思っております。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 資料でお示しをさせていただきました、22ページの費用の違いでございます。こちらに関しましては、施設の管理委託の費用を計上をしておりますので、お使いいただく方が幸田町国際交流協会の皆様で、また教育相談室につきましては教育委員会のほうでということでございますので、この経費についてが主な違いであるというふうに思います。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 分かりました。国際交流協会がほぼ専用的に使う施設ですので、国際交流協会が負担をしていくというのは、それは正しい事象だと私は思います。ぜひそうあるべきだと思っております。ということであるなら、これは国際交流協会に指定管理で請け負わせるというふうな考え方は持たれなかったのでしょうか。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 目的を効果的に達成するためにその指定管理者制度ですけれども、こういった公の施設の管理運営を行う民間事業者を指定管理者として指定をすることによって、その民間の方のノウハウを活用してサービスの向上ですとか経費の節減を図ることを目的としている制度であるということは認識をしておりますが、今回この施設の管理につきましては民間への委託等は行わず、町が直接管理をするということを考えておりますので、指定管理者制度を活用をするということは考えておりません。専用利用するK I Aへの指定管理ということについてですけれども、K I Aの活動の日時が火曜日から金曜日の午後1時から4時ということ、また日曜日の9時から12時に日本語サロンで利用されるということですので、人的にも現実的には難しいというふうに考えておりますので、今回は指定管理者制度ということを取り入れているものではございません。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 国際交流協会の職員という関係者の方がおられない時間の利用の許可の仕方ですとか管理は、これは誰が行われることになるわけでしょうか。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 午前9時から夜の21時まで施設としては御利用いただけるわけですけれども、K I Aの国際交流協会がない時間帯につきましては、企画政策課

のほうが対応をさせていただく予定でございます。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 職員はかなりへろへろで大変な仕事でお疲れだと思っんですね。そこにこの管理人業務のようなものをまた新しく作ってっちゃう、これは大変じゃないですかね。しかも夜9時まで使えるわけですので、9時の鍵の開け閉めは職員にやらせますと今言われたことになりますので、本当にそれでやっていけるんでしょうか。お答えください。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） この施設の活用についてですけれども、幸田町の国際交流協会の事務室として、また月曜日には教育相談室としてという利用の仕方を考えておりますが、それ以外には町の事業をこちらのほうで行う、プレスクールの事業ですとか多文化共生に係る事業を行う、そういったことを中心に考えておりますので、今のところ、それ以外の方で多くの利用ということは考えておりませんので、利用の申出が地域の方々から他の集会施設がいっぱいなのでという利用の申出等がありましたら、そのときには鍵を開けにいくと、そういったようなことを考えておりますので、日常的にということ想定はしていない状況です。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 今言われたプレスクールなどは、どなたが中心になって行われる事業でしょうか。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） プレスクールの事業につきましては令和2年度から始めておりますが、企画政策課のほうで就学前の外国籍の方また海外から帰国をされて日本の生活に慣れておられない日本語が上手に話せない、そういった親子の特に子どもさんですけど、そういった方を対象に実施をしている事業でございます。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 直接おやりになっているということで、国際交流協会に協力をいただいているとか、そういうことはないという理解でよろしいでしょうか。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） プレスクールに関しましてですけれども、幸田町の国際交流協会の方々は、どちらかという日曜日の日本語サロンは大人の方向けのものでございまして、プレスクールは小学校に入る前の子どもさんで、なかなか小学校での生活はどのようなものかですとか、それから海外の外国籍の方の親御さんの心配、そういったものを解消するためのものでございまして、こちらにつきましてはNPO法人の方に委託をしております、幸田町の事業として実施をしているところでございます。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 私が指定管理者制度になぜこだわるかという、指定管理者制度は許認可もできますよね。許認可もできるし、それから利用料も指定管理者なら収入として取ることができる、そういう事務が確実に減りますよね、役場の中の。だから、そういうのは僕はできるだけ効果的・安価に行うためには、ぜひ手法の一つとして検討され

るべきではないかということで質問をさせていただいているわけであります。

あと、この関係で今年の予算概要では、外国人受入環境整備事業354万円が計上されているんですけども、これは国際交流協会と関係のある事業なのか、ない事業なのか、それをお答えいただきたいと思います。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） すみません、こちらの外国人受入環境整備事業の新年度予算でまいりますと353万7,000円ということで計上させていただいております。こちらにつきましては、昨年度も同じように外国人受入環境整備事業ということで計上させていただいているわけですが、こちらはポルトガル語の通訳の方の件費、それから外国語の電話通訳の費用、それから簡単な窓口で使っていただけるポケットの費用を計上させていただいております。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 昨年からということだったら、私の予算関係資料の見方が悪かったということだと思いますので分かりました。

今回条例制定をされるわけですね、荻も含めて。それから、またこれから先に甲田薬局の集会施設も条例制定をされると言われております。この条例を制定する施設と制定しない施設、この違いはどこで線引きをされるのか、それについてお答えいただきたいと思います。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 公の施設であるかどうかということで設置管理条例を制定するかということ判断をいたしました。今回、幸田町の多文化共生拠点施設は地方自治法の第244条の2項、第1項の規定に基づき制定をさせていただきたいと思っております。この公の施設という要件の部分につきましては、公の施設は住民の福祉を増進する目的を持って、その利用に供するための施設というふうに定義をされておりまして、その要件を満たすものというのは、住民の利用に供するための施設であること、また地方公共団体の住民の利用に供するための施設であるということ、また住民の福祉を増進する目的の施設であること、それから地方公共団体が設ける施設であるということ、こういったようなことを条件に今回公の施設ということで条例の制定を提案させていただいております。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 昨年、JAの旧坂崎店舗の空き店舗を購入をされました。それは条例制定はしないよということでそのままされているわけであります。そこら辺のところがいまいちすっきりせんわけですよ。なぜ条例を制定をされなかったのか。それから、これからまだ包括支援センターを建てていかれたりとかいうので、片っぱは条例を作る、こっちはやめるとか、そういうのは本来の今言われた自治法の条例で制定するかしないかは自治法に判断の根拠があるべきで、それは私は正しいと思うわけでありますけれども。先ほども言いました、坂崎の店舗のときと考え方が同じ考え方で、向こうは244条の2に該当しないということであるなら、それはそれで結構です。今答えることができないのであれば、またの機会にお答えいただければ結構です。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 今、議員からの御質問をいただいた件というのは、企画部が所管をしております幸田駅前ではなくて。

○5番（伊澤伸一君） 坂崎のJAの店舗のことですので。

○企画部長（成瀬千恵子君） では、すみません、ちょっと回答が致しかねますので申し訳ございません。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤伸一君の質疑は終わりました。

以上で、第3号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、途中ではありますが、昼食のため、休憩といたします。

午後は、1時より会議を開きます。

休憩 午前11時41分

再開 午後 1時10分

○議長（足立初雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、第4号議案の質疑を行います。

8番、丸山千代子君の質疑を許します。

8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 第4号議案につきましては、非常勤職員の育児休業等に関するものであります。これは、人事院が育休につきまして国家公務員が取りやすい環境を整えるとして、それを幸田町職員並びに非常勤職員にも育児休業等を取りやすい環境下に置くというものであります。この対象となる非常勤職員の数でございますけれども、これは何人ぐらいいらっしゃるのかということと、それから第23条の2項について詳しく説明をいただきたいと思っております。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 対象となる非常勤の職員数のお尋ねでございます。

まず、育児休業をすることのできる非常勤職員の現行の要件から御説明をさせていただきます。

まず第1に、任命権者を同じくする職に引き続き在職した期間が1年以上であること。第2に、その養育する子が1歳6か月に達する日までにその任期が満了すること、及び任命権者を同じくする職に引き続き採用されないことが明らかでないこと。平たく言えば、採用しないということが明示されていないということ。引き続き雇ってもらえるかもしれない、その可能性があるということです。それから第3に、1週間の勤務日が3日以上とされていること、又は週以外の期日によって勤務日が定められていること、1年間の勤務日が121日以上であること。以上の3要件について該当するフルタイムの会計年度任用職員が116人、パートタイム会計年度任用職員が341人、合計457人が現時点で取得できる非常勤職員数であります。

今回の非常勤職員の育児休業取得要件の緩和として、本条例における非常勤職員の育児休業取得要件のうち、在職期間1年以上という要件の廃止によりまして、フルタイム会計年度任用職員で3人、パートタイム会計年度任用職員で22人、合わせて22人が

新たに対象となり育児休業を取得できることとなります。

○議長（足立初雄君） 合わせて25人。

○総務部長（志賀光浩君） 失礼いたしました、言い直します。フルタイム会計年度任用職員で新たに取れるようになるのが3人、パートタイム会計年度任用職員で22人、合わせて25人が新たに対象となり育児休業を取得することができるようになります。大変失礼をいたしました。

それから、もう1点のお尋ねでございます。第23条第2項とはどういうことかということでございます。

関係資料にもお示しをさせていただいておりますけれども、第23条の2と申しますのは、任命権者は職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならないという規定でございます。地方公務員の育児休業等に関する法律第9条では、職員は育児休業を理由として不利益な取扱いを受けることはないとして規定されております。今回の改正によりまして、職員又はその配偶者が妊娠し又は出産したこと、その他これに準じる事実を申し出た場合にも不利益な扱いを受けることがないようにということを明確にする改定をするものであり、上司・同僚から妊娠、出産、育児休業等を理由とする嫌がらせ等を防止する措置を義務づけるものでございます。例えば、妊娠、出産、育児休業等を理由に心ない言葉をかけられることや、降格処分や退職を促されるなどが挙げられ、これらはまさにマタニティハラスメント、マタハラであります。

幸田町職員のハラスメントの防止等に関する要綱第4条では、職員はハラスメントをしてはならないとあり、グループウェアのお知らせにその要綱や人事院が定める指針、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等の運用についての通知を掲載し、職員に向けた周知を図り、防止に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 分かりました。幸田町におきまして対象となる職員数は、フルタイムが3人、パートが22人ということですが、その中で主にこうした対象となる職場の多いところというのは、保育園職場でございましょうか。どこがこうしたところで主に対象人員が多いところがあるかお答えいただきたいと思います。

それから、第24条につきましては、措置を実施しなければならないということを規定をしているわけでありまして、今度実施をした場合、例えば育休を取るとその職員は業務に就けないということで仕事に穴が空いてまいりますので、非常勤職員の育休が取得をされると、その代替え措置ということでまた非常勤ということになるのでしょうか。代替え措置についてはどのようにするのかお尋ねしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 先ほど今回の改正によりまして新たに25人の非常勤職員が育児休業を取れる対象となるという報告をさせていただきました。その内訳についてのまづお尋ねかと思えます。

フルタイムで3人と申しますのは、保育園関係、保育士で3人ということでございます。それから、パートタイム会計年度任用職員で新たに22人が対象になると申し上げ

ました。その内訳につきましては、保育園関係で8人、児童クラブ関係で2人、その他一般職員で12人、合わせて22人という内訳でございます。

それから、第24条の措置の実施ということでございます。短期はもとより長期でも希望するとおりの期間を育児休業の承認請求することができるよう配慮するものであります。

第1号におきましては、職員に対する育児休業に係る研修の実施に関しましては、育児休業の申出のある女性職員に対しましては、人事秘書課で作成をいたしました妊娠・出産・育児等の手続の御案内というのを活用し、個別に対応をしております。男性職員に対しましては、実際に育児休業を取得した場合の一番気になるところの収入のシミュレーション等を示した育児休業取得促進リーフレット「育児休業を取得してみませんか」を作成し、制度の周知と取得の促進をしているところでございます。今後は、既に作成をしているこれらの資料を活用し、研修会を開催していきたいと考えております。

それから、第2号の育児休業に関する相談体制に関しましては、育児休業の取得申請の意思を確認し、所属内での職務分担の配慮や人事秘書課からの手当等の情報提供を円滑に行うことを目的に、職員又は職員の配偶者の出産に伴う申出書なるものを活用しております。この申出書には、出産予定日等と併せ職員個人が理想とする休暇取得計画や、所属職員への周知のタイミング、配慮の内容、育児休業の予定の場合、休業中の業務分担について確認ができる様式となっております。この申出書を通じて、引き続き所属の上司や人事秘書課へ相談できるような体制づくりに努めてまいります。

3号のその他の育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置に関しましては、職員が自らの個性と能力を十分に発揮し、生きがいを持って仕事に取り組むための環境づくりを計画的に行うことを目的とした特定事業主行動計画において、妊娠中、出産後における配慮や、男性の子育て目的の休暇促進への取組とその目標を掲げております。また、第2次男女共同参画プラン2019から2023年度では具体的な施策として、男性の育児に対する支援を挙げております。これらの観点からも町全体で取得の促進を推進してまいるところでございます。

それから、最後にもう1点、この制度によって育児休業を取った非常勤職員の代替えという御心配をいただきました。確かに現実問題としては一番重要なところでございますが、基本的には穴が空けばなしということではなく、新たな非常勤職員をその間採用して穴を埋めていただくということをせざるを得ないというふうに考えております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） この代替え措置の関係でありますけれども、非常勤職員の方におきましては、育休を取ると、その後、自分の後をまた非常勤職員の方が埋めてるということで、復帰について非常に難しいんじゃないかなというふうに思うのですが、その辺のところをやはりきちんと復帰できる体制、そのように整えていただきたいというふうに思うわけでありましてけれども、その辺についてのお考えはいかがでしょうか。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 実際にこういう非常勤の立場においても育児休業が取れるという制度の下で、それを活用したいという職員はそれなりにいるかと思えます。そして、

実際にその休業を自分が取得するに当たって、育休が終わったときに戻れるのだろうかという心配をする職員についても、議員の御指摘のように少なからずいるかと思えます。まだまだ若い職員も多いものですから、育児休業については次から次へとくるくるいろいろな方が取得をされるということで、元の位置に戻られなかったとしても違うところということもあるかと思えます。また、特に大半を占める保育士なんかは常に人手不足ということもあると思えます。私がこども課にいるときは、非常勤職員については常に人手不足でいつでも復帰はできるからということで退職をしていくという方もたくさんいたわけですがけれども、期限を切って休んでいただくということは、裏を返せば、それが終わったときには戻っていただくからねというのが大前提になるかと思えますので、そういう心配もないよということで本人には安心して休んでいただけるように取得を進めていきたいと考えております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 今回の非常勤職員の育休制度でありますけれども、非常勤職員の方が育休を取った場合の補償といいますか、休業補償、それはどのようなになっているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 子どもさんが1歳に達するまでは育児休業手当という形での補償になるかと思えます。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第4号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第5号議案の質疑を行います。

本件は通告なしであります。

以上で、第5号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第6号議案の質疑を行います。

5番、伊澤伸一君の質疑を許します。

5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 確認だけさせてください。今回、費用弁償から報酬に改められるということではありますが、これにより課税上の取扱いがどう変わるのか、従前からと変わらないのか、その点についてお答えいただきたいと思えます。

○議長（足立初雄君） 消防長。

○消防長（小山哲夫君） 令和3年4月13日付消防庁長官通知で、消防団員の報酬等の基準の策定等についてに基づき、消防団員に支給する報酬及び費用弁償の見直しによりまして、現行の費用弁償では非課税であります。出動報酬は課税対象となり、源泉徴収率により所得税の発生があると考えております。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤伸一君の質疑は終わりました。

次に、8番、丸山千代子君の質疑を許します。

8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 今回支給単位の報酬の額を、1回につき950円を1,000円に引き上げるといったような内容。それから訓練につきましては、3,500円を4,000

0円に、災害等では3,500円を4,000円、あるいは7,000円を8,000円と
というような単価の引上げを行っておりますけれども、これは近隣に合わせた額なのかと
いうことと、それから、この報酬額の見直しによる影響額といいますか、それについて
はどれぐらいを見込んでおられるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 消防長。

○消防長（小山哲夫君） 各出動報酬の金額の増額につきましては、現状支給額から源泉徴
収税率を引かれるため、現在支払っております額より減額する可能性があります。こち
らの税率を引いても現在よりも減額をしないという形の増額をお願いしているわけです。

あと、近隣に合わせた額なのかということですが、近隣市とも改正について聞き取り
調査を行いました。金額の申合せは行っておりませんが、消防庁長官通知の1日当たり
8,000円の標準額をおおむね準拠しているという形になっております。

あと、影響額にありましては、過去4年の執行額のほうを現在試算した額で203万
3,000円、こちらのほうの増額になると考えております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 前に出動手当をたしか改正をした経過があるわけがございますけ
れども、今回は費用弁償を今度は出動報酬にするというようなことがございますけれど
も、そうするとこれが先ほどの伊澤議員の質問ですと課税対象になるから、そうします
と今度は逆に所得税が発生するために減額となる、それを補う形での引上げだよと、こ
のように理解してよろしいかということと、それから、こうした手当につきましては、
やはり今の消防団の成り手不足、そういうことから考えると、私はもう少し引上げと
いうのを図ったほうがよかったんじゃないのかなというふうに思うのですが、その点に
ついては近隣と合わせた額ではないようなことを言われたわけではありますが、高いとこ
ろで言うと、これはどのようになっているのか。それと、そうした高いところに合わせ
る考えというのはなかったのか、その辺について伺いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 消防長。

○消防長（小山哲夫君） 消防団の成り手不足につきましては、令和3年4月1日現在で消
防団員数は約80万5,000人、前年度に比べまして1万3,000人減っております。
3年連続で1万以上減少ということになっております。

額のほうなんです、出動報酬につきましてはおおむね先ほども言いました、消防庁
のほうから言われております額で各自治体そのようにそろえております。幸田町は、出
動報酬ではなくて年額報酬、こちらのほうが愛知県でも一番多く支払っております。こ
の額のほうが、すみません、幸田町は6万5,000円年額を払っております。次に西
三河で高いところが西尾市の5万4,500円、次に東三河で高いところは田原市で5
万4,000円となっております。あと、普通の市町は今回の改正で年額報酬を3万6,
500円にさせていただきたいという通知がありましたので、あとの市も3万6,500
円で改正をしております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第6号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第7号議案の質疑を行います。

8番、丸山千代子君の質疑を許します。

8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 今回改正される会計年度任用職員の給与、これについてスクールソーシャルワーカーが対象となっておりますけれども、スクールソーシャルワーカーの時間給を引き上げるとの内容であります。スクールソーシャルワーカーの資格についてまずお答えいただきたいということと、それから時間給でございますけれども、資料の中で5ページに近隣あるいは県下の状況等が載っております。それに合わせるということで3,500円にするというものでございますけれども、まずはこれが妥当なのかどうかということでお尋ねしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） スクールソーシャルワーカーについてのお尋ねでございます。

まず、スクールソーシャルワーカーの資格についてでございますが、基本的にはスクールソーシャルワーカーというものは、社会福祉士や精神保健福祉士の資格を有する者のうち、事業主体がスクールソーシャルワーカーと認めた者、それが基本的な資格になるわけでございますが、ただ、教員OBでもその知識等を有する者についてはスクールソーシャルワーカーとして認めることができますとあります。これが一般的なスクールソーシャルワーカーとしての認識でございます。

時間給でございます。時間給を今回2,880円から3,500円に上げさせていただくわけでございますけれども、近隣の状況については資料で提供させていただいているところでございますけれども、まずもって私どもが本年度スクールソーシャルワーカーを1名、週1日という条件で募集しましたところ、基本的に単価が安過ぎるというところも周りから言われたんですけれども、そういったことで募集がゼロでございました。幸いギリギリの段階で、ある筋からちょっと紹介いただいた方が掛け持ちでやってもいいよというようなことで今回来ていただいているわけでございますけれども、現状としてはなかなか今の単価では受けてくれる方がいらっしやらないというところが現実で、スクールソーシャルワーカー自身もそんなにたくさんの人材がいるわけではありませんので、各自治体で現状は取り合いになっているような状況かなど。愛知県は5,500円というような時間単価を設定しておりますけれども、ちょっとこれは自治体からしたら高過ぎるかなというようなことを考えまして、近隣の状況で特に安くなく優秀な人材を確保するには、やはりこの程度の金額を出す必要があるのではないかなというところでございます。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 資料要求をいたしまして、比較表も出していただいております。

その中で先ほどスクールソーシャルワーカーの方は資格を持っている方が少なく、成り手不足といいますか、なかなか応募してもらえないという、そういうことで苦労されているということが明らかにされたわけでありまして、そしてまた単価としては、幸田町の時間給の2,880円、これが安過ぎるという指摘を受けたということも言われましたが、例えば学校の教員も2,880円、それから例えば今度は弁護士さん、幸田町も令和3年度から弁護士さんを雇用して来ていただいているわけでございますけれ

ども、こうした弁護士さんの金額よりも時間給にすれば非常に高いようなことが見受けられるわけでございますけれども、そうした点で、スクールソーシャルワーカーさんの基準というのはどこで決められるものなのでしょうか。愛知県は5,500円になっているんですけれども、その辺のところをちょっと伺いたいなというふうに思うんですけれども、職業に優劣はないと思うのですが、それでも例えば資格から言うと弁護士さんというのはすごく大変な資格だなというふうに思うんです。それよりも高い設定になってきているということでちょっと疑問を覚えたものですから、その辺のところを質問をいたしました。

その辺について調べますと、東京方面では正規で働いていてもそこまでの金額にはなっていないわけでありまして。1人雇っても、幸田町で今回の来年度予算には580万円が予定をされているわけでございます。正規で雇ってもそこまでの給料にはなっていないということから考えると、若干高いなというふうに感じるのは私だけではないというふうに思いますが、その辺について、この辺は基準があってないのかということでございますが、その辺のことを教育委員会としてはどう把握あるいは調査された経過があるかお尋ねしたいと思います。

次に、今回、令和3年度ではお一人の方が掛け持ちで来てくださっているということで、週1回やっただきでござりますが、来年度は週5日、7時間、1人配置となってきているわけですが、これはどこに軸足を置いて9校掛け持ち体制をしていくのかということでありまして、その辺のところをやはり、来てがないということをおっしゃられたものですから次の質問がなかなかやりにくいんですけれども、こういう大変思春期の子どもたちやなんかを対応していくときには、やはり1人じゃなくて2人体制、そういうことが必要かなというふうに思うのですが、その辺のところは本当に1人で大変な任務を負うわけですので、逆にスクールソーシャルワーカーの方がつぶれてしまわないかなというような心配もあるわけですので、やはり2人体制で考えるべきではなかったのかなというふうに思うのですが、その点について伺いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） まず、単価についてでございます。議員がおっしゃるように、弁護士の私どもの設定している単価より実際に高いというところは認識しているところでございます。私自身も高いなという感覚は持っております。しかしながら、この今現状の金額ですとなかなか来てくれる人がいないというのが現状で、東京等の都市部に行きますと、スクールソーシャルワーカーの資格というか、そういった経験を持った方というのがたくさんいらっしゃると思うんですけれども、愛知県内においてはまだまだちょっと人材不足という部分がございます。実際に愛知県を含めて自治体間の取り合いになっているのが現状かと認識しております。そういった面から、安定して人を確保するためにはある程度の金額をお示ししないととどまっただけでない。そういった面で、実は、今回私どもに来ていただいている1名の方、この方はかなり以前からスクールソーシャルワーカーの業務をやってみえた方で、幸田町に初めて来て、私どももお試的な感覚でスクールソーシャルワーカーを、実際に私どもも分かりませんでしたので、配置してみて、これはちょっとやりがいがあるなと思われたとおっしゃっていらっしやい

ました。可能ならば幸田町に軸足を置いてやってもいいよというようなことも言われたわけございまして、これはぜひとも抱えたいというような感覚を持ったわけございまして、そういった面で高いか安いと言われると、高いのは承知の上でございまして。しかしながら、優秀な人材を逃がすわけにはいかないという思いから、こういった設定でお願いをしたいと考えております。将来的にはやはり常勤であるとか、そういった体制も考える必要があろうかと思っております。また複数体制であるとか、そういったことも必要であるのではないかなと私自身は考えております。

本年度の状況で申しますと、まず1学期は各校スクールソーシャルワーカーのなじみがなかったものですから、今は週1日で各校をぐるぐるぐるぐる回りながら、スクールソーシャルワーカーはこんな活動をするんだよということの啓発に1学期は費やしました。そういったことならこういった案件はどうですかという、先生方が抱えていらっしゃる案件が2学期から出てまいりました。そういった中で不登校の問題であるとか、それから家庭環境の問題であるとか、そういった部分を福祉部門だとか児童部門だとか、そういった部分と関係を結びながら解決をしていくというようなことを見て、じゃあ、次々いろいろな案件が湧いて出てきたというのが現状でございまして。今現状では、順番待ちみたいな状況になってしまっているのが現状でございまして。

将来的に、議員がおっしゃるように複数名の体制が望ましいと考えております。来年度につきましては、週5日、各日7時間の体制でどういうふうに配置するのかということについては、3日間を各3中学校へ配置をします。残りの1日を小学校に配置を、順番に回ってもらわなければならないわけですが、週のうち1日は教育委員会のほうで事務を執っていただくというようなことで、5日のうち3日を中学校、1日を小学校、1日を教育委員会というような形でちょっとやってみようかなと思っております。案件によってはそのバランスが崩れる可能性もありますので、基本形がそのような状況でお願いしようと考えております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 貴重な人材であるならば、例えば時間給とかではなくて常勤体制というか、そうした雇用のほうの、今までですと要するに時間給という勤務状況から見ると不安定的になるわけですね。それを安定雇用の立場ということで、そういう取扱いというのは考えられなかったのかお尋ねしたいと思います。

それから、国はスクールソーシャルワーカーを増やしていくということで、補助金体制もあるかというふうに思うわけでありましてけれども、そうした国の補助金活用というのは考えられないのかお尋ねしたいと思います。

次に、家庭教育支援員の資格と体制についてもお尋ねしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） まず、非常勤ではなくて常勤でというお話でございまして。この単価改正のときに、当然人事秘書課のほうへ相談を申し上げる中で単価を上げたいという中で調整をさせていく過程の中では、現状は時間単価での雇用でも構わないけれども、将来的にはやっぱり常勤として雇用することも検討しつつやっていくのがいいのではないかなというようなお話し合いをしている最中でございまして。方向性としては、将来的には

そう向かっていきたいという段階でございます。

それで、スクールソーシャルワーカーについては補助金がございます、これは本年度もそうですけれども、スクールソーシャルワーカーの配置事業に関する県費補助を頂いているところでございまして、来年度についても要望をしているところでございます。

それから、家庭教育支援員でございますけれども、特にこの家庭教育支援員というのは、私どもが家庭教育支援員とたまたま名前をつけただけでございまして、そういった資格があるわけでも何でもございませぬ。ただ、これは何かと申しますと、今現状はスクールソーシャルワーカーの単独では動けないものですから、指導主事がついて学校とか福祉へ行ったりとか、こども課へ行ったりとか、児相へ行ったりとか、そういった部分で対応しているわけでございますけれども、来年度につきましては教員OBを採用いたしまして、スクールソーシャルワーカーとセットで活動するような、そういうような形の位置づけでスクールソーシャルワーカーの補佐的な活動を行うものという認識でお願いしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 家庭教育支援員さんは月額報酬になっております。これは教員のOBということでございますので、こうしたスクールソーシャルワーカーと家庭教育支援員がタッグを組んでやっていくということから考えると、家庭教育支援員さんの月額報酬とスクールソーシャルワーカーの時間給、その差がかなり開いているわけでありまして、そうした点でその辺の不都合が生じないかということでございますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（足立初雄君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） この教員OBの雇用につきましては、いろいろところで教育委員会として雇い入れている、もしくは本庁職場においても教員OBを採用していただいているところもあろうかと思えます。総じて月額報酬で、大体似通った金額でというところがございますので、そこら辺のバランス感覚かなと私は認識しております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第7号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第8号議案の質疑を行います。

8番、丸山千代子君の質疑を許します。

8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 国民健康保険税条例の一部改正であります、国は4月から未就学児の均等割額、これを5割軽減をするわけであります。それに伴って、この機会に18歳までの均等割額廃止ができなかったのか、検討しなかったのか、まずお尋ねしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） このたびの改正であります、国民健康保険の制度改革におきまして、子育て世帯の経済的負担、この軽減の観点から国と地方の取組として、未就学児を対象とした子どもの均等割保険税軽減を令和4年度から施行するというものでございます。その趣旨にのっとりまして、本町もその法令の範囲内で実施をしていきた

いというふうに考えております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 国がようやくこの均等割額に対して、いわゆる人头税というようなものに対してメスを入れてきたわけですが、これも今まで全国市長会やほかのところからもいろいろな要望が出て、軽減といいますか廃止、そういうような要望が実ってこのようになったと私は理解をしているわけですが、そうした点におきまして、私も子育て支援として18歳までの均等割額、これを廃止をということでも何度も質問してまいりました。しかしながら、今回は国の制度のとおりということでもありますけれども、この対象者が6ページの説明会資料の中には103世帯の130人で190万円というようなことが資料として提出をされておりますけれども、では伺いたいと思いますが、18歳にするとしたら対象人数、また廃止をした場合の必要額は幾らになるのかお尋ねしたいと思います。また、これは7割・5割・2割軽減、これは国からの手当でもありますので、そうした点におきましてまた変わってくるかというふうに思いますので、その点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 18歳までの軽減を実施した場合どのように影響してくるかということですが、18歳までの対象人数につきましては、341世帯548人ということで仮定しております。均等割額を廃止した場合の必要額でございますけれども、この場合は1,224万9,000円と計算しております。この額については、未就学児の均等割額5割軽減に係る国・県の負担分の142万5,000円、こちらのほうを除いた額ということで計算をさせていただいております。

それから、先ほど7割・5割・2割というお話がありました。今回の軽減につきましては、7割・5割・2割それから軽減なし世帯、全ての世帯に関わるものでございまして、今お伝えした金額についても全ての方を対象として算定をさせていただいたものであります。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） この18歳までの548人に対して均等割額を廃止をするとするならば1,224万円ということですが、この均等割1人当たり軽減なしで考えると、これは介護保険のほうが入りませんので、これは医療分と後期高齢分、この2つの金額を合わせた額3万700円が軽減なしの1人当たりの金額であります。そうしますと、法定減免の場合、これは国・県が負担しますのでその分を合わせて廃止をしたとした場合、そんなに高い金額でもないわけですね、1,200万。ですので、そうした点からすれば、この機会に私はぜひ廃止をできなかったのかなど。この廃止について検討した経過があるかないか伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） この廃止につきましては、これまでやはり子育て世帯の負担軽減、子育て支援につながるものであること、それから全ての世代で広く安心を支えていくための必要な対応とも考えているところでございますので、度々これまで機会あるごとに国・県の要望等を含め検討をしてきたものでございます。その中で今回は法令

の範囲内であるということで、国の財政支援を受けられる範囲につきましては積極的にまず検討していくということでございますが、町負担分が新たに発生する内容については慎重に検討し進めてきたものであります。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） そうしますと、廃止に向けては検討はしなかったということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 廃止ということ的前提には、検討はしてきているわけですが、廃止という考えには至らないということでございます。県内自治体等の調査もいたしましても、18歳までの均等割全額免除、これを実施している自治体は一切ございません。また、近隣市におきましても、今後の予定、検討等もなされていないというふうに聞いているところでございます。今回の費用負担についても町単独事業で実施するには税収の減が大きいということもありまして、今回は法令の範囲内で実施をさせていただくということでございます。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第8号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午後 1時48分

再開 午後 1時58分

○議長（足立初雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、総務部長から発言の申出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 先ほどの第4号議案、育児休業の関係での丸山議員からの育児休業期間中の補償はというお尋ねに対しまして、私の答弁に言葉足らずの点がございましたので補足をさせていただきます。

まず、育児休業手当、非常勤職員では育児休業給付金と申しますが、その支給期間は1年間でございまして、勤務時間が週20時間未満の非常勤職員につきましては雇用保険の該当者ではないため、給付金の支給はございません。

以上、補足をさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（足立初雄君） 次に、第9号議案の質疑を行います。

5番、伊澤伸一君の質疑を許します。

5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 9号と10号は同じ内容ですので、まとめてお尋ねをいたします。

したがって、10号議案についての質疑は行いませんので、よろしくお願いたします。

これは両議案とも合わせると、使用料の減少が予算上143万円になります。固定資産税の評価替えに伴うもの、それと県も今年度改定をしていると、そのためだということで説明を受けました。この固定資産税の評価替えで評価額が下がったのかどうなのかお尋ねをいたします。

○議長（足立初雄君） 建設部長。

○事業調整監兼建設部長（羽根渕闘志君） 占用料の額は、道路価格掛ける使用料率掛ける占用面積により算出されます。実際には、全ての個々の土地についてこのような算出を行うことは不可能ですので、愛知県では県の占用料徴収のために各市町を第1級地から第5級地までに分類し、3年ごとの改定時期に占用物件の種類、級地、占用料の額を定め、愛知県道路占用料条例の改正を行います。そして、その一覧表を各市町へ周知されます。幸田町は第3級地に分類されます。

愛知県の通知によりますと、この道路価格であります。市街地、田畑、山林の愛知県の固定資産税評価額に道路の造成費を加味し、道路施設延長比率に従って算出するとありまして、令和4年4月1日改正のポイントの欄には、固定資産税評価額に基づいた道路価格の算定により、占用料単価がおおむね下落する見込みであると記されています。占用料の額算定事務を幸田町単独で行うことは合理的ではありませんので、本町ではこの表を基に、幸田町の地域区分である3級の金額への変更を行っております。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 分かりました。町道と県道が隣り合っているところで占用料が違うというのは、これは混乱を招きますので、その理屈が分かりましたので、以上で私の質問を終わります。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤伸一君の質疑は終わりました。

以上で、第9号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第10号議案の質疑を行います。

本件は通告なしであります。

以上で、第10号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第11号議案の質疑を行います。

5番、伊澤伸一君の質疑を許します。

5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 今回2か所について地区計画が出されているわけでありましてけれども、このうちの深溝里地区であります。こちらについては都市計画の用途変更もされておられます。この理由についてお伺いをいたします。

○議長（足立初雄君） 建設部長。

○事業調整監兼建設部長（羽根渕闘志君） 用途変更については、令和3年度第2回となりました幸田町都市計画審議会を令和4年1月24日に開催し、その理由を次のように説明しております。

本地区は幸田町の南、深溝里土地区画整理事業が進められている区域となります。JR東海道本線、三ヶ根駅のおおむね1.2キロメートル圏内に位置し、国道23号・248号の重複区間に隣接し、明豊道路の幸田芦谷インターチェンジから約1.5キロメートル圏内にあり、国道の沿線は、幸田町都市計画マスタープランにおける沿道サービス系市街地に位置づけられた区域となっております。変更の概要としましては、今現在、第二種住居地域であったものを、その一部を準住居地域、第一種住居地域へ変更するものであります。容積率・建蔽率については変更ありません。用途地域は、地域ごとの市

街地の将来像に合わせて見直しを図ることが望ましいとされています。平成22年12月の市街化編入、都市区画整理事業の開始から10年が過ぎ、明豊道路岡崎バイパスの延伸・拡幅などが進み、沿道サービスや物流拠点の誘導を行う地区としてのニーズが高まってきております。以上を踏まえまして、当該地区では幹線道路沿道の立地特性を生かした沿道サービスや物流施設の誘導、及び都市区画整理事業による計画的な住居系市街地の形成を図るため用途地域を変更する、このように説明をいたしました。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 第二種住居から準住居へということで用途変更がされたわけであり、この議案の説明では、建築制限を受ける施設については説明されておりますけれども、反対に用途地域見直しにより建築が可能になる、そういう建物等があると思いますが、それはどのようなものが可能になるのか。先ほど容積率・建蔽率は変わらないというお話でしたので、可能になる建物についてお答えください。

○議長（足立初雄君） 建設部長。

○事業調整監兼建設部長（羽根渕闘志君） 可能となる建物の中で劇場、映画館、ナイトクラブなどがございますが、これらは今回の制限条例のほうで制限をいたします。そのほかに自動車の車庫、それから倉庫業を営む倉庫、自動車修理工場があります。なお、自動車車庫や自動車修理工場については細かな面積要件が定められております。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 分かりました。あそこの現在の区画整理の工事状況を見ると、住居系とは明らかにリンクをしないような構造で工事がされております。それで、現実的に見直していくというのは、これは否定をするものではありません。先ほど都市計画審議会では説明をされたということでありましてけれども、都市計画審議会ですべてに対して特に反対であるとか、そのような意見があったかどうか、それについてお答えください。

○議長（足立初雄君） 建設部長。

○事業調整監兼建設部長（羽根渕闘志君） 区画整理事業も終盤、既に用途変更を行う区画の後背地では新住民の生活が始まっている状況ですので、地域の意見に係る状況確認が最初にございました。事務局の回答としては、説明会を開催した点、それから、その説明会の前に先ほど申したように区画整理地内で既に新たな住民の生活が始まっておりますので、区画整理の役員さんに一軒一軒を回って内容を説明していただいた点を説明をいたしました。今後も周辺住民への説明のほうは丁寧な対応を進めていきますという説明をしております。

そのほかには手続の関係で質問がございました。委員から、区画整理の変更届を出すとなかなか回答がもらえずに進めないということも聞くけれども、その案件ではどうかという質問がございました。これについては、県と事前に協議をしております、調整の上、進めておりますという回答をしております。

また、用途変更に至った経過についても質問がございました。この用途変更が状況の変化に応じて必要に迫られて今回提出されたのかという質問がございましたので、区画整理の進め方の話をさせていただきました。スタート時点では、まず住居系の用途を設定いたします。これは一律であります。ちなみにこの区域は第一種の住居地域からスタ

ートしました。その後、順番にまちづくりが進んできて、将来像が見えてまいります。それに応じて用途を変えてまいります。現在、幸田町には準住居のエリアはございませんが、県の教科書的な取決めでは、実は片側二車線の国道沿いのこのエリア、普通なら準住居を設定すべきところであります。そこで、現場の状況もありますので、今回変更をさせていただきますということを説明をさせていただきました。

以上です。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤伸一君の質疑は終わりました。

以上で、第11号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第12号議案の質疑を行います。

本件は通告なしであります。

以上で、第12号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第18号議案の質疑を行います。

5番、伊澤伸一君の質疑を許します。

5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 我が国も大変高齢化が進んでいって、町においても高齢者がどんどん増えていくということで、包括支援センターも分割をしていく、そういうふうな時代になってきているわけであります。そこで、一昨年からシニア・シルバーサポートセンターを起業とかを行うということで設けておられます。このサポートセンターが有効に機能しているかどうか、これについて資料とかそういうものが出ておりませんので、よく分からないところがありますので、そこについてサポートセンターの副町長が役員だか、何といつかね、そういう立場にもおられますので、副町長からそこら辺についてお答えをいただきたいと思います。

○議長（足立初雄君） 副町長。

○副町長（大竹広行君） シニア・シルバーサポートセンターの関係でございます。協議会のほうの会長は務めさせていただいておりますけれども、この場では副町長として答弁のほうをさせていただきたいというふうに思っております。

シニア・シルバー世代サポートセンターは、55歳以上の高齢者が本人の意欲に応じて、就労、起業、社会活動など新たな担い手となり、健康でアクティブな生活を送ることができるようにサポートするために設置をされております。令和2年度から令和4年度までは、厚生労働省の委託事業であります生涯現役促進地域連携事業を実施しております。令和2年度においては全ての計画目標を達成しておりますし、令和3年度においても計画目標を達成すると同時に、多くの事業において前年度実績を上回る見込みであり、センターは有効に機能しているというふうに考えております。

また、先日、国の出先機関であります愛知労働局から、国会の委員会においてこの事業、生涯現役促進地域連携事業を実施をしている団体の中で優秀な協議会として報告をしたい旨の連絡がありました。故に有効に機能しているというふうに考えております。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 高く評価をされているということでありますので、それはそれとして評価はさせていただきます。

ちょっと気になるのは、これは組織としてきちりとした法人でも何でもない、言わば個人商店のような感じの組織であります。これをずっと続けていくということについては、きちりとした位置づけが必要であらうかと思えますし、また幸田町はできるだけワンストップ化していくということで窓口体制等も整備をされてきたわけですので、あと1年、4年度はまだ1年あるということで、その後につきましてはもっときちりした組織のほうにこの機能を統合させていく、シルバー人材センターとかですね、組織として責任も取れる、それからシステムもはっきりしている、そういうふうに誘導していただけたらなと思うわけですが、両方のお立場でやれるわけですので、そこら辺をリードしていくお考えがあるかどうかお尋ねをいたします。

○議長（足立初雄君） 副町長。

○副町長（大竹広行君） 今現時点におきまして、シニア・シルバー世代サポート推進協議会のほうは規約をもちまして、規約には会長・副会長等を踏まえまして総会とか運営委員会を設けまして実施をさせていただいております。シルバー人材センターとは基本となる法律が異なっております。そういう中で来年度に向けて国の事業も最終段階に入っておりますので、次年度以降、その内容について検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） もう1点、今度は新型コロナウイルス対策についてお尋ねをいたします。

昨年、事業調整監を設置する際には、コロナ対策に副町長が重点的に行っていただんだよということで、調整監が設置をされました。そこで、コロナについては、やはり副町長がしっかりと対策ですとか取りまとめをやっていただく必要があらうかと思うわけですので、今の現状ですね、これをどのように認識をしておられるのか、それについてお尋ねをいたします。

○議長（足立初雄君） 副町長。

○副町長（大竹広行君） 一向に収まらない現状のコロナについて、どのような認識を持っているかということでございます。

現在、感染拡大のペースが鈍化しているとはいえ、感染者の絶対数が多く、今後、重症者が増加し医療供給体制の逼迫が解消されないリスクもあり、大変懸念をしております。また、オミクロン株の別系統が現れたとの情報もあり、引き続き警戒をしていかなければならないと考えております。また、まん延防止重点措置の適用についても、今日、政府の分科会に諮問をされ、本日夕方に決定をされるというふうな報道がなされております。3月21日までの延長ということだそうでございます。そういう中で、飲食店を初めとする社会経済活動の停滞が懸念をされるところでございます。

以上でございます。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） おっしゃられるように、案件が非常に増えております。保健所もいっぱいいっぱい、それから役場の職員も休日返上でワクチンに対応していただけるというお話を聞きました。それで、この今の第6波も減りつつあったけれども横ばいのよう

な状態で、前回の第5波がすっと収まったときのような状況とはまた違う形があるわけでありまして。ほかの市町ではいろいろ、陽性者が自宅で療養されている、そういう方や家族に対して支援策がいろいろ行われております。副町長が言われたように、西尾保健所管内も手いっぱいだと思います。私の関係でも、陽性が判明して保健所から確認があったのは、明日からもう自由にさせていただいていいですよというときまで連絡がなかった。どうしたらいいか本当に困っているわけでありまして、よそでは必要なものを届けていただけたらとか、そういう仕組みを持っているところがあるようでございます。第6波の次は7波が来る可能性があるということで、できるだけ家庭ですぐに支援が町からもできるような、そのような施策をぜひいろいろなところで行われていると思われまので、そういうのを取りまとめていただいて次に備えていただければ、そういうふうにお願いがしたいと思いますが、お考えをお伺いいたします。

○議長（足立初雄君） 副町長。

○副町長（大竹広行君） 西尾保健所の業務が逼迫をしているという中でございます。その中で県下の市町村におきまして、それぞれの保健所のほうに応援に行くということで、今回も幸田町のほうから西尾保健所に職員を派遣をさせていただくと、応援をさせていただくということを実施をさせていただいております。今後もそれぞれ必要な場合において対応していきたいというふうに考えております。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 保健所業務だけではなくて、家庭で生活をされている方々もおられるわけですので、そういう方への取りあえずの必要なものをお届けするシステムですとか、そういうものを考えていただくと非常に安心できると思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（足立初雄君） 副町長。

○副町長（大竹広行君） 家庭へのということでございます。それぞれ県のほうから感染者の情報等がこちらのほうに頂けないという中で、なかなかそういう支援を町のほうで実施をするということは現実的に難しいかと思っておりますけれども、なるべくそういうこともできる範囲で実施をしていきたいというふうに考えております。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 今、副町長がおっしゃられました。3密といいますけれども、僕は3密じゃなくて、もう一つの密があると思うんですね、秘密。この秘密が蔓延が止まらない原因の一つにもあると思いますので、ここまで大きくなってきたなら思い切って個人情報をもっと出しましょうよというような働きかけも必要ではないかなと思うんですね。これは私が思っていることであります。みんなで戦わなければいかに、誰が病んでいるか分からない、誰を助けていいか分からない、そういう状態では、これはコロナに負けちゃうと思いますので、ぜひそこら辺も思い切って県・国に情報をもっと出しましょうよと、何もできないよというふうに声を上げていただけたらと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（足立初雄君） 副町長。

○副町長（大竹広行君） それぞれ幸田町としましても、国・県の指示に従って実施をして

いきたいというふうに考えております。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤伸一君の質疑は終わりました。

次に、8番、丸山千代子君の質疑を許します。

8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 令和4年度の一般会計の予算、これは町長が施政方針でもおっしゃられましたように、当初予算としては過去最大の予算編成となっているものであります。そこでお聞きをするわけですが、この過去最大の予算編成となっているその要因の主なものは何かお尋ねしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 当初予算編成に当たりまして、今お話がありましたように、前年度対比で5年連続で最大予算というような形となっております。今回は194億円ということで、5年連続で過去最高の当初予算編成というような動きとなっております。今、お話がありましたように、要因の主なものということでもあります。まず、一つ一つの事業の額は省略いたしますけれども、その要因となる主な新規事業であります。

幸田駅前の用地の買戻し、逆川集会施設整備事業、南部地域の包括支援センターの整備事業、役場の非常用の発電機の更新工事、旧甲田薬局整備工事及び用地の買戻し、坂崎保育園の大規模改修事業、深溝小学校の増築設計等委託の7つの新規事業でありまして、約10億円ということで、これが新規事業の主な要因という形で、当初予算の過去最大の予算編成になっている一つの柱となっているものでございます。また、前年度の対比をする中で増減が大きい事業というものも一つの要因の中で取り扱っていただけるとなると選挙費、大きな増額の要因であります。前年度対比における増額の大きい事業ということでお話をしますと、選挙費、福祉医療の扶助費、後期高齢者の療養給付費の負担金、保育園の管理一般事業、そして新型コロナワクチンの予防接種、人件費を除くものでありますけれども予防接種事業、消防の指令センターの共同運用の負担金、小中学校の施設整備工事GIGAスクールの関連事業、島原藩主深溝松平家の墓所保存整備事業、こういったものが前年度対比の中で増となっております。また、逆に減というような形でいけば、鷺田住民広場の整備関連事業、そして幸田の中央公園の整備工事、給食センターの修繕工事、元金償還等が減としての主な要因でございます。

以上です。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 今回、来年度予算編成に当たって主なものが7事業あって、それが10億円という、そういうものが過去最大の予算編成の要因となっているというものでありましたが、新聞報道によりますと、幸田町では何が大きくクローズアップされたかということ、アニメで町おこしというのが行われていたと。これは金額はそんなに大きなものではないわけでありまして、金額の大きなものは確かに7事業で10億円の事業だというふうに思うわけですが、目玉事業としては来年度は新聞報道にあったように、町長としてはアニメで町おこしをするという、そういうことを主力に置かれていくおつもりなのか伺いたいと思います。

次に、資料要求で出していただきました、4月1日現在の基金残高と起債残高につき

ましては出していただきましたので分かりました、ありがとうございました。この2点でありますので、またお答えいただけたらと思います。

○議長（足立初雄君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 新聞の記者発表で当初予算を説明する中で、新規事業、今お話がありましたように、一つ一つの新規事業であろうものの説明を記者発表の中でさせていただいた中で、今話しましたアニメの関連事業についても新規にやるということで、それを興味があられる新聞社さんのほうに取り上げていただいたんじゃないかなと思っております。金額につきましては、今お話があったとおりであります。

これを説明する中で、私はもともと公約の中でアニメによる町おこしというものが今回の任期の最終年度にありまして、何もやっていないということもあります。もともと着任したときにアニメによるまちづくりというものを、いろいろな町内の人脈だとか、一つの町おこしの中でそういうテーマを上げていこうということで、様々な大学関係者だとか民間ですね、映像のスタッフの方々とそういったことが可能かどうかということはやっておりました。今回アニメツーリズムというようなものがあるという中で、そこに参画していくような形の中でアニメを通じた町、町の聖地といいますか、いろいろなインスタグラムだとそういうSNSの中で一つのアニメで取り上げられた幸田町内のいろいろな特産地かもしれません、以外と知られていないような場所かもしれません、そういったようなものをアニメ的な映像又はゲームの中で取り上げていくことによって、若い方々にも興味を持つような一つの手法として、アニメによる町おこしというものが今回の当初予算編成の中で何となく形として進められそうであったということのお話を記者発表のときにさせていただいて、それを多分新聞社の方がその部分だけを大きく取り上げていただいたんじゃないかなと思いますけれども、今の先ほどの主要因の中の新規事業として取り上げておりませんでした。背景としてはそういうことでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 分かりました。以前、町長は、幸田町史、これを作るときも何とか漫画的なものでできないのかと、こういうことで親しみやすく取りかかれる、そういうものでやりたいというようなことを、たしか伺った覚えがあるというふうに思うわけでありまして。そうした点でいいますと、とにかく幸田町の存在を広く広めたいという思いが強いというふうに伺ってよろしいかどうかお尋ねしたいと思うわけでありましてけれども、先日、テレビで県下の64市区町村の中で行ったことのないという町、それがトップ10の中で幸田町は9位でした。そういうことで、なかなか幸田町の存在を県下にもあまり知られていないということで、やはり県民の皆さんにももっともっと幸田町の存在というのを知っていただきたいという、そういう思いがこのアニメで町おこしというのにもつながるかなというふうにも思ったわけでありまして。こうして幸田町の存在を全国の皆さんにも知っていただくということは、やはり町民としてもうれしいことであると思いますので、効果的な予算の使い方ということでやっていただけたらというふうに思います。

次に、法人町民税でございます。令和4年度につきましては、好調と見込んでおられ

るわけであります。そこで、毎回お尋ねするわけでございますけれども、10億円以上の企業に応分の負担として超過課税を実施する考えについて伺いたいと思います。同時に、令和4年度で実施するとしたら、これは幾らの財源が生み出されるのか伺いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） まず、前段のお話であります。アニメの町おこしというもので、幸田町をそれなりに知っていただく機会として映画、ロケツアーリズムというようなものを行って、そういう映画・ドラマの中で幸田町を題材にさせていただくということもありましたし、またスポットライトを当ててくれというような上演をさせていただいた映画の中でも、ナスだとかいろいろな幸田町の産物、そして道の駅、そして相見の駅前等々が紹介をされたというようなことでございます。そういった中で継続してアニメの分野でも同じようなことで観光産業がない町としても、幸田町を知るよい機会となっていていろいろな場の提供、そして住民の方々に参画していただくような場所も作りながらアニメロケツアーリズムを進めているわけでありまして、やはり、こういったのが本当に地域にある意味お金を落とすというふうなことのつながりまでは何とかしていきたいなというふうに思っております。何となく幸田町のイメージは分かったと、ただ地域のあるいろいろな地場産業だとか、いろいろな業を行っている人たちもメリットがあるような形、それを地域にお金を落とすということでちょっと言っていましたけれども、そういった形で進めればなということで、任期のこの最後の年にアニメというものを付加させていただいたということでございます。

それから、2点目であります。法人町民税は好調であり、今回は今お話がありましたように、幸田町は超過課税を実施する考えはあるかということでもあります。近隣でもかつては蒲郡市さんだと思うんですけども、やはり財政的な形で何か事業を起こすときにそういった超過課税を採用して、今はやっていませんけれども、何か事情があつてやられたということは自分の記憶にもありますけれども、幸田町におきましては、超過課税をすることによって大企業さん等々の新たな負担となっていて、幸田町もさらにある企業誘致をこれから進めなくてはなりません。こういったコロナ禍において、ようやく回復傾向にあります企業の活動への足かせにならないような配慮というふうなことで、私としては現時点では標準税率というものを守っていきたくて思っております。新たな負担を求めるような状況にはないと思っております。そういった中で超過課税を実施するという考えについては、今の時点では持っているものではございませんけれども、先ほどちょっとしましたけど、またどんな事態が本当に起こるかも分かりません。そういった意味では、一つの施策として配慮をされている自治体もあるというふうなふうに思っております。

なお、後ほどの必要な税額等々につきましては、私は今手元に資料がございません。

これは担当のほうからまた説明をさせていただきます。

○議長（足立初雄君） 税務担当参事。

○税務担当参事（山本智弘君） 今、御質問のありました10億円以上の7号法人以上に超過税率で制限税率いっばいに、8.4%にした場合は幾らになるかという話になるかと

思いますけれども、税率を6から8.4にすることで1.4倍になるわけですので、全部に掛けてしまうと4割増しになるわけです。そのうちの今の7号法人以上というのが、令和2年度の施策の成果の割合で言うと、法人税割の約7割を占めております。掛け合わせますと $7 \times 4 = 28$ ということで、28%増ということになりますので、4年度の予算上でいきますと、4億9,000万が28%増ということで1億3,720万ぐらい増えるというような試算になるかと思えます。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） ありがとうございます。せっかく自己財源として求められる1億3,720万円、これを今は新たな税負担としては求めないということではありますが、やはり今はふるさと寄附金によって若干潤っている、ちょっとゆとりが出てきた部分があるということからもそんな気にはなれないかというふうに思うわけですが、しかしながら、やはり見直しをするとしたら、こうしたところへもきちんと税収を求めていく、そうした姿勢にも立っていただきたいというふうに思うわけでありまして、大企業につきましては、内部留保が460兆円にもものぼる、こういうようなコロナ禍にあっても毎年もうけを生み出している、こういうことでもあります。そうした点におきましても、こうしたことが十分理解していただけるような取組も必要かというふうに思います。

次に、自治体DX、いわゆる自治体デジタルトランスフォーメーション、こうした取組が国においても最優先課題と位置づけ、デジタル化の推進を進めているわけでありまして、このデジタル化の推進によって、蓄積されたデータを国や自治体だけではなく民間企業が活用できるようにしていくことを成長戦略としております。こうしたことで情報漏えいの危険性やセキュリティの確保、こうしたものが懸念されるわけでございますけれども、また来年度予算についてもこの促進が言われております。問題はないか伺いたいと思えます。

○議長（足立初雄君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 地方自治体のデジタルトランスフォーメーション、DXというものが全国の各自治体でこれからどんどんどんどん入ってくるということでもあります。今お話がありましたように、セキュリティの確保等々、様々な課題は十分あると思っておりますし、こういったのが地方の時代といえますか、地方の振興のためにどの程度まで本当に浸透して役立っていくかということについては、まだまだいろいろな課題があるんじゃないかなと思うし、かつては光ファイバーだとか、過疎の地域ほどいろいろな情報機器を入れることによって、その町がすごく活性化するんだという時代が二、三十年前にあったんですけれども、結果的に光ファイバーを入れた、IT機器もいっぱい入れたけれども、後のランニングコストで結局自治体は立ち行かなかったということもあらうと思っております。けれども、今回は国が推進するものでありまして、業務の効率化、住民サービスの向上を第一に考えているということでございます。そこで、私どものこういった自治体に国は行政手続のオンライン化、住民情報システムの標準準拠システムへの移行等を求めています。こういったシステムへ移行することによりまして、システムの機能や業務が全国の自治体で統一化されまして、自治体はそれぞれ今後個別の開発の必要がなくなると言われております。これまでは制度改正時などにシステムの改修、

手間、コストがかかっておりましたけれども、今後は自治体ごとに対応する必要がなくなるといふことで、コストを削減することが可能になると言われております。こういったときに移行するときに国の補助金等を活用しながら、少しでも幸田町としての負担が少なくなるように進めてまいりますけれども、同時並行としまして、やはりセキュリティだとか様々な課題、個人情報等の課題を同時に片づけながら進めていかななくてはならない自治体トランスフォーメーションの事業であるという認識でございます。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 国は、自治体にとってシステムの機能や業務が標準化される、今、町長が言われたようにシステムの個別開発が不要になってコスト削減につながるというふうに言うわけでございますけれども、でも、こうしたことがどんどん進められていくと、やはり個人情報の漏えいやセキュリティの問題というのが大きな問題となってくるわけでありまして。また、同時に、このデジタル化が企業のもうけにもつながるといふこともありますので十分これは注意する必要があるというふうに思いますので、その点について慎重にさせていただきたいなというふうに思います。

次に、スーパーシティ構想についてでありますけれども、今年度取り組んできておりましたスーパーシティ構想、まだ結果が分からないという状況の中で、その点について来年度はどのように取り組まれるのか、あるいは、もう断念なのか、それともどういふふうにしていくのか、その点について方向性を改めて伺いたいなと思います。

○議長（足立初雄君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 先ほどのシステムの自治体のDXについては慎重に進めるとともに、でも積極的な国等のメニューも果敢に取り入れながら、課題解決にも努めていくといふことの必要性はあろうかと思っております。そういった意味で慎重には進めたいと思っておりますけれども、こういったものを一気に投入していくと、今回でもサイバー攻撃ではありませんけれども、一つのまとめたシステムが一举に狙われることによつて、国の国力が収縮してしまうような事態もないとはいひ切れないわけでございまして、利便性もあるけれども危険性もあるという中でしっかりした安全管理に努めるという姿勢で臨みたいと思っております。

スーパーシティ構想であります。スーパーシティ構想は、まずは国家の戦略特別区域に指定することによつて、いろいろな総合計画やマスタープランに位置づけのない土地利用規制の厳しい中での新しいプロジェクトというふうな考え方でスーパーシティ構想に参画して、本来ならばこの公募に対する結論が夏頃に出なくてはならないんですけども、いろいろな絡みもありましてこの3月の年度末までにはというぐらひ延びております。私は、この構想を幸田町の地域の課題解決型に何とか積極的に取り組めないかなと思っております。言うまでもなく、3駅が均衡ある発展をしていく中で、特に三ヶ根駅であります。本来ならばバリアフリー構想といふことで、エレベーターの設置等々も何とかできるぞというふうなことを地元の方々にも示していければ理想であったわけですが、やはりJRさんサイドと調整する中で、ほとんど基礎調査だとか耐震構造だとか、幸田町でないJRさんが持っている駅舎なんだけれども、全て幸田町のほうでお金をかけて解決していってくれといふことになりますと、かなりの金銭がこれから必

要になるという中で、そうはいつでも、やはり高齢化する中でバリアフリー化を早く進めるべきだと思っております。三ヶ根駅が乗降客が3つある駅の中で1,000人を切っている中であの一つの一番古い駅舎になっている。そこで考えたのは、やはり駅を利用する方々を増やしながらか三ヶ根駅周辺をもう少しにぎわいと利便性のある地域に高めていくことによって、何らかの形で三ヶ根駅をいよいよもっと進めなあかんぞというような雰囲気を作りたいなと思っておりました。駅の東のほうに行きますと、里の区画整理等によってかなり利便性のある施設もできたので、東側については、この三ヶ根駅というものが一つのいろいろな利用の中でも活気づいてくるんじゃないかなと思っておりますが、今度は駅の西のほうであります。逆川、深溝、海谷、そして、やっぱり蒲郡、そして西尾等々から三ヶ根駅を利用するということを考えたときに、もっともつとよくなるような手法が考えられるのではないかなということで、市街化区域の延長ということもありますけれども、特に蒲郡に一番近い海谷地域は、幸田町の中でも高齢化率が2番目に高い地区ということで、独り暮らしの老人世帯の方も大変多く存在しているというようなことが一つある。そして、なおかつ農業後継者が減少する中で、パイロット事業で海谷地域土地改良事業で昭和50年代にいろいろな農地を整備に取り組んだわけがありますけれども、今は農業維持ができず耕作放棄地という中で、山深いところじゃない意外と駅の近くで低未利用地が発生しているということでございます。こういったような地域、特に東西三河の接続点でもあるということから考えますと、先ほど言いましたようにトータルでスーパーシティ構想のようなことに、もちろん民間の方がこの発想をすることによって、それは面白いので私どもの企業でコンソーシアムのような形で、いろいろな企業が今は参画してくださっております、民間の主導的な要素を十分考慮しながら、このスーパーシティ構想を実現していくべきではないかなというふうに思っておりますけれども、やはり駅の西側は三河地震等もあります、いろいろな防災・減災意識等々もしっかり根づいてきていると思うので、スーパーシティ構想を作るときに医療だとか健康だとか公共交通の新しいシステムだとか、そして防災・減災の強靱化に配慮したような住宅づくりだとか、そういったようなテーマを深溝ならではの課題解決型でスーパーシティ構想がうまく導き出せんかなというような営みをしばらく続けたいと思っておりますけれども、まずはまだ結果待ちというのが現実でございます。今回も第2期の幸田町のまち・ひと・しごと総合戦略の中でも、6つの横断的取組の中の1つでありまして、スーパーシティ構想を掲げているところでございます。ウィズコロナということもあります。コロナの中でこういった構想を、新時代を見据えた中で今後のまちづくりの方向性を一つの例示という形でもう少し追求してはどうかなというのが、このスーパーシティ構想を幸田町として取り組んでいる現状でございます。もう少しこの結果については、3月末をしばらくお待ちいただきたいと思っております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） スーパーシティ構想の応募の結果がまだ出ていないということですが、令和4年度に向けても引き続きこうした取組を進めていくということで理解してよろしいのかどうなのかお尋ねしたいと思います。また、外れた場合ですね、そういうものに対してどのようにまた切り開いていくのかという、そういう取組というの

はあるのでしょうか、伺いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 私が得ている情報では、現時点のスーパーシティ構想の担当の国だとかいろいろな調整をしている中で、この構想が仮に今回3月で採択されなくてももう一回チャレンジする機会がありますということとともに、シティ構想の中にある地域だけで健康・医療の何か新しいシステム導入だとか、新しい防災・減災型の住宅づくりだとか、その地域だけで公共交通体系をうまく確立するシステムだとか、そういったスーパーシティ構想の中で掲げている一つ一つの新しい、民間の事業者さんがこういうことを幸田町でやったら意外と私どもも協力参加できますよというようなメニューが分割してあるので、4年度以降はまずは再チャレンジの可能性もあるかもしれないし、採択される可能性もあるかもしれないし、その中の一部分を切り取りながら、地域の活性化に向けた事業展開もあるなというのが、現時点の解釈でございます。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第18号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午後 2時52分

再開 午後 3時02分

○議長（足立初雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、副町長より発言の申出がありましたので、発言を許します。

副町長。

○副町長（大竹広行君） 先ほどの第18号議案の令和4年度幸田町一般会計予算の伊澤議員さんからの質問の中の回答で、シニア・シルバーサポートセンターとシルバー人材センターの違いにつきまして、私は根拠法が異なるというふうな答弁をさせていただきましたけれども、根拠法が違うのではなくて、根拠条文が違うということで、シルバー人材センターにつきましては、高齢者等の雇用の安定等に関する法律の37条でシルバー人材センターは規定をされております。シニア・シルバー世代サポートセンターにつきましては、法律は同じでございますけれども、34条で規定をされているということで、条が異なっているということで訂正をさせていただきます。どうも申し訳ございませんでした。

○議長（足立初雄君） 次に、第19号議案の質疑を行います。

5番、伊澤伸一君の質疑を許します。

5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） この件でありますけれども、大草広野地区の件であります。こちらは一般会計に福祉施策構想作成業務として341万円が計上をされております。これは、一般的には構想がまとまってから土地を取得するというのが普通の手順じゃないかなと思います。土地を先行取得される理由ですが、こちらをお答えをいただきたいと思いません。

○議長（足立初雄君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 構想ができ上がる前に今回土地取得を先行するというこの理由でございませう。私としてはこの時期が一番適切な時期でありますし、自分のまずは土地というものが確定した段階で、そこに入って来る絵を描いていくというストーリーもありかなとは思っておりますが、今回のこの事案の具体性に照らし合わせてみますと、MCC三菱ケミカル・クリンスイの幸田株式会社様と株式会社タナカ様が一つの中央公園の整備時の収用事業として、今回の大草広野地域に移転していただいたという経過があります。移転された後、この両者でありますけれども、関連して事業を進められておられた時期もあったということを知っております。

今回、三菱ケミカル・クリンスイ株式会社様につきましては物流倉庫事業の撤退、また株式会社タナカ様におかれましては移転の計画があるということで、双方より幸田町へ社有地の売却というような意向を確認をしたところでございませう。町といたしましては、これだけまとまった用地を取得することができるということで、用地の取得費等々の経費も重要な要素でありますけれども、貴重なタイミングであるということで適切な時期だと私も判断いたしまして、現在の横落地区内にあります高齢者の生きがいセンター、これが建築から30年以上経過しており、借地というような形で施設運営をさせていただいております。併せてこの地へ、用地の取得が可能であればこういった借地解消と既存建物を活用した事業拡充ということで、シルバー人材センターの移転というようなものを一つの構想の中に浮かび上がらせることによって、次のステップに進ませていただきたいということでありまして、順序がというお話もありませんけれども、まずは用地の取得を進めさせていただきたいと思っております。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） もう1点お尋ねをいたします。

補正予算の際の質疑で、健康福祉部長がこの概算事業費を11億円と試算をしているというふうにお答えになられております。それによって基金目標を定めて積み立てるとのお答えですが、これは道路整備も含めた全体事業費というふうに理解してよろしいでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（足立初雄君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 説明の時点で、担当部局等より11億というような数字が出ているわけでございます。私としましても当然知らない数字なわけではないと、確認もいたしているところでございませうが、目的基金への積み立てを1億するという中で、担当レベルで道路事業費等々も含めながらある程度積算をした上の数字を公表をさせていただいたということでもありますけれども、やはり、こういった道路事業を含めた全体事業費につきましては、結論としましては令和4年度の詳細設計後になりますけれども、どう考えてもシルバー人材センターが単純に来るわけではなくて、新しい機能を付加したり、周辺の道路をどの幅で整備するか、またはその道路事業によって移転補償が伴ったり、また周辺の地域の方々に対する影響等を考えながら、しっかりとした説明がつくような積算ということで、道路整備を含めた全体事業費を確定をさせていただきたいと思っておりますが、説明をする段階で1つの額を提示させていただいたというのは、まだまだ積算的な十分な根拠がある数字ではないということでもありますけれども、御理解いただく上

で、基金に積み立てる上で1の説明の材料として提案をさせていただいた数字であるということで、その解釈につきましては今後しっかりとした詳細設計をした後ではっきりした数字を出すということに間違いありませんので、よろしくお願いします。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 分かりました。あらあらの金額にしても、まあ、そんなものかなという程度で積算をされているということで、粗いからいかんということは申し上げません。いろいろこれは資料を頂きましたので、また資料をよくよく精査をさせていただきたいと思います。今回購入をしない、将来購入予定地をこれから確保できない場合にここで成り立つかどうか、そこら辺のところはまた特別委員会で改めてお尋ねをいたしますので、そこら辺についてはよろしくお願いします。

ということで、本件については質問を終わります。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） ここで失礼いたします。

議会の開会日におきます一般会計補正予算の審議の中で、議員のほうから福祉施策整備基金への1億円の積立ての根拠についての御質問をいただいたところであります。その際、大草広野地区の事業費について言及いたしました、その際の答弁を捕捉して答弁をさせていただきたいと思っております。

現在、道路整備を含めたこの地区の全体事業費については、算出が詳しくはできておりません。先ほど補正予算のときに私が総額で申した金額の中には、この道路整備というのは含んでいないその事業費をお伝えしたということでお伝えをしておきます。

今回の土地取得に要する費用以外では、主に高齢者生きがいセンターの移転に伴い発生する費用が主なものとなってまいります。具体的には、令和4年度当初予算で予定しております福祉施策推進構想作成業務の中で検討をしておりますが、この構想作成における内容としては、現高齢者生きがいセンターの解体、原形復旧、移転等のほか、移転先建物の改装、さらには遠い将来を見据えた施設整備等を考えているところです。さきの補正予算審議の中では、福祉施設整備基金の目標を設定するに当たりまして、概々算で試算を行った額を答弁いたしました、いささか軽率であったとも考えているところです。そのため今お答えできるのは、令和4年度当初予算で計上いたしました福祉施設推進構想作成業務委託料の341万円、それから用地等購入費2億4,506万8,000円でございます。今後は、この業務を進める過程で機会を設け議会のほうへも御報告をし、御意見をいただいで進めていきたいと考えております。なお、当面の用地購入費、構想作成費及び設計費等につきましては、今後の実施計画へ掲載すべく現在庁内で調整中でありますので、作成されお手元に届きましたら御確認をいただければと思っております。

以上です。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） お願いをいたします。シルバーの解体それから原形復旧工事費もこの構想の中で積算していくよということでございます。これは幾らかかるのか、設計内容とかそういうのにあまり影響ない部分だと思っておりますので、早めに出していただいで、

議会に報告をしていただけるようお願いをいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤伸一君の質疑は終わりました。

以上で、第19号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第20号議案の質疑を行います。

8番、丸山千代子君の質疑を許します。

8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） この議案につきましては、前の8号議案のときに18歳までの均等割額の廃止の考えについて伺いましたので、これで終わりますので、よろしくお願ひします。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第20号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第21号議案から第23号議案までの質疑を行います。

以上3件は通告なしであります。

以上で、第21号議案から第23号議案までの質疑を打ち切ります。

次に、第24号議案の質疑を行います。

5番、伊澤伸一君の質疑を許します。

5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 近年、台風が非常に大きな被害をもたらすようになってきております。その台風の影響で停電が長期にわたって起きて、生活面でいろいろな支障が出てきているというのが報告をされているわけでありまして。

私が一番危惧するのは、長期停電になると幸田町の下水道もそうですけど、集落排水、特に中継ポンプ場が82か所あるというふうに伺っているわけでございまして、これが長期に及んだ場合、滞留汚泥があふれ出すおそれがあるんじゃないかなという心配をするわけでございます。これは地震よりもはるかに停電が発生する可能性は高い気がいたしますので、そこら辺について災害への備えという点でお尋ねをいたします。

○議長（足立初雄君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 今回の事案、今お話がありましたように、停電が長期に及びますと、やはり滞留の汚泥があふれるおそれがあるかということも含めまして、放置した場合はあり得るということでございます。停電等の異常を放置した場合、マンホール内にたまった汚水が滞留し、鍵穴からあふれ出すということになろうかと思っております。現在、ポンプの異常を早期に発見するための対応としましては、24時間保守点検業者が対応に当たっておりますし、機械の不具合は保守管理業者が対応はしておりますけれども、短期そして局地的・広域的な場合、局地的な停電の長期化に対しての実際の対応手法ということもありますが、まず局地的な停電の長期化に対しては、自家用発電機等々ももちろん備えてはおりますけれども、それよりも効果的であると思われましては、滞留した汚水をバキュームカーで抜き取り排出すると。これについては町内のし尿収集運搬会社が3社ございます。そういったところとの連携でバキュームカーを使っていくということで、一例としましては、長嶺久保田の処理場ですら最近2日間にわたりましてマンホールから汚水があふれ出したということで、この場合に不具合が生じたということで

あります。このあふれ出すまでの時間につきましては、ポンプが担う処理人口や使用水量によって異なるということでもあります。今回、広域的な停電の長期化というようなことに対しましては、風呂水や洗濯水などの流出を控えるような広報活動とともに、復旧までの時間を確保し、必要な箇所はバキュームカーを使用していくということもありますし、また愛知県内におきますそれぞれ連携ということで、愛知県下水道における災害時支援に関する要領等に基づきまして応援をいただく、又は幸田町も災害応援協定を結んでおりますのでそういったところの支援を求めていくというような対応になろうかと思っておりますけれども、やはり、こういった停電が長期に及んだ場合の汚泥のいろいろな町民の方々への影響は多大なものがあります。災害も間違いなくこのような大きな被害が絶対ないということはいい切れませんので、今言いましたような対応方法を基準にしながら、さらに強化充実するような対応策を現実的な災害への備えということでもありますので、しっかりと取り組みたいと思っております。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 今、お考えをお伺いをいたしました。やはり、これは仕組みが非常に簡単です。低いところへ集まっていくということでもありますので、このメカニズムは絶対にこれは変わりませんので、あらかじめそういう地域への心構えだとか対処方法、そういうのは定めておくことは可能だと思います。そういう点でぜひマニュアルというのか、そういうのを作っていただきたいなと思います。もし町中そこらじゅうであふれ出すというようなことになってくると、これはマスコミで報道された幸田町のイメージも下がりますし、土地価格にも影響が出かねません。ぜひしっかりとした対応策を考えておいていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（足立初雄君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） お話がありましたように、迅速な復旧体制というものについてはしっかりと、マニュアル作りも含めまして徹底していきたいと思っております。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤伸一君の質疑は終わりました。

以上で、第24号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第25号議案の質疑を行います。

本件は通告なしであります。

以上で、第25号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第26号議案の質疑を行います。

5番、伊澤伸一君の質疑を許します。

5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 最後の質問をさせていただきます。

この下水道事業会計は公営企業会計に移行をして、基本的には独立採算でいくというのが、これは企業会計の大原則であります。下水道を独立でやるというのは、収支を合わせるといっては実際には不可能に近いことではあるというのは私も理解はしております。それで、この会計の中で内部留保資金、本来ですと次の施設更新ですとか、そういうときに充てていくための資金が全くないというのが現状ではないかなというふうに

思うわけであります。急を要する応急復旧や大規模修繕にどのように対応していくのかということであります。現実としては、こういうときには一般会計から必要なだけ助けていかないと資金がない、一般会計からは出資というような形ではあるけれども、くれてやるというのか、穴埋めするしかない仕組みになっております。そうしてみた場合、今回の質疑、丸山議員からのあれですかね、基金の残高見込みの表がありますけれども、これは不足をしたときには、その財源は財政調整基金からしか埋めようがないと思います。財政調整基金がこういうふうが減ってきているという中で、私は大規模修繕に対応できるような財源的な仕組みですか、減債基金というのか、そういうようなものも考えられる時期じゃないかなというふうに思うわけであります。大規模修繕への備えについてお答えをいただきます。

○議長（足立初雄君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 今、お話がありましたように、内部留保資金の絡みと今後急を要する応急復旧、大規模修繕に対応していけるかというお話であります。現時点では、町内の下水関係の管路では耐用年数を経過したものはなく、発生が予想される通常の修繕には対応できるものと考えてはおりますが、また管路を適正に管理し長寿命化を進めるためにも、管路のカメラ調査だとか、またはポンプ施設が36ありますけれども、保守点検をしっかり行い、部品交換などを適正に管理はしております。お話がありましたように、近い将来については老朽化への対応に多額の費用を要することが見込まれます。現時点でも将来の老朽化に対応するために積立金、内部留保の必要性については、お話がありましたように十分認識しておりますが、その資金運用についてはやはり一般会計との絡みがございます。一般会計の健全化を図りつつ、起債の償還状況だとか、国の動向を見定めながら早急に検討していかなくてはならないと思っております。特に町の財政運営等との絡みもあるので、独立の企業会計ということで、これから集落と下水が接続することによってトータル的な経費の軽減といいますか削減といいますか、平準化をしながら努めていくと、更新をしていくということは必要であると思っております。下水道料金の値上げということによって積立金の内部留保の確保ということを考えますと、想定では一般会計の操出金と使用料収入の比較からいきますと、現状の2倍以上の料金設定を必要とする考え方もありまして、これはちょっと政策を採用するわけにはいきません。今言われましたように、一般会計との絡みがある以上、しっかりと事業会計の中で経費の節減をしつつ、新しい起債の仕方についてもいろいろな創意工夫が必要であるというような下水道事業会計予算であるというふうな認識をしております。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤伸一君の質疑は終わりました。

以上で、第26号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結します。

ただいま一括議題となっております第2号議案から第12号議案までの11件は、会議規則第39条の規定により、お手元に印刷配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

各常任委員会委員長は、ただいま付託しました議案の審査結果を、3月21日までに取りまとめ、来る3月22日の本会議で報告願います。

委員会の会議場は、お手元に印刷配付のとおりですから、よろしく申し上げます。

日程第3

○議長（足立初雄君） 日程第3、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

ただいま議題となっております第18号議案から第26号議案までの9件は、内容も非常に多岐にわたりますので、慎重審議を期するため予算特別委員会を設置し、これに付託し、委員の定数は議長を除く14名としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（足立初雄君） 御異議なしと認めます。

よって、第18号議案から第26号議案までの9件は、議員14名を予算特別委員会委員に選任し、付託することに決定しました。

ただいま設置されました予算特別委員会は、委員会条例第9条の規定により、委員長の互選をお願いします。

委員長の互選は、3月9日、水曜日、午前9時より議場においてお願いします。

なお、委員長の互選に関する職務は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長委員であります11番、都築一三君にお願いします。

審査の結果は、3月21日までに取りまとめ、来る3月22日の本会議で報告願います。

ここで、日程変更について、お諮りいたします。

お手元に印刷配付の会期日程では、3月7日、月曜日は本会議となっておりますが、質疑は本日で全て終了しました。

よって、3月7日の本会議は休会といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（足立初雄君） 御異議なしと認めます。

よって、3月7日の本会議は、休会とすることに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

本日はこれにて散会といたします。

散会 午後 3時28分

○議長（足立初雄君） 次回は3月22日、火曜日、午前9時から会議を再開いたしますので、よろしくお願いたします。

本日は、長時間、御苦労さまでございました。

ありがとうございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する
令和4年3月4日

議 長

議 員

議 員